

『小右記』訓読・現代語訳・注釈(稿) 4

寛弘八年(一〇一一)八月八日条〜八月十六日条

下向井研究室

はしがき

この『小右記』 訓読・現代語訳・注釈(以下、本現代語訳とする)は、広島大学大学院教育学研究科で下向井が担当している『小右記』演習(正式科目名は「日本史認識内容学特講Ⅲ・Ⅳ」)において受講生が発表した成果を、授業中に交わされた討議をふまえて補訂したものである。本号には二〇一一年度分の後半を掲載する。

凡例

一、本現代語訳は、『大日本古記録』本『小右記』の本文を読み下し、現代語訳し、注釈を付したものである。

一、本現代語訳は、演習で報告担当者が作成した読み下し・現代語訳と発表資料をもとに、山本佳奈が訓読・現代語訳・注釈を作成し、下向井が現代語訳について補訂を施した。しかし決定版というにはまだまだほど遠いので、平安時代史研究者諸賢からご意見・ご批判をいただき、より精度の高いものにしていきたいと念じている。暫定的・過渡的な作業という意味を込めて、本現代語訳は(稿)とする。

一、表記は原則として新字体とする。ただし「僞」「闕」「哥」……などは旧字体のままとする。

一、読み下し文は歴史的仮名遣いにせず、現代仮名遣いを採用した。ただし、「僞(云・曰)……者」の「者」は、広島大学の伝統的な読み「てへり」に愛着があるので、「てえり」とはせず「てへり」と表記する。

一、読み下し文の句読点について、原則として終止形で終わる文の末尾には句点、文の区切りには、適宜、読点を付した。読点はできるだけ多めに付した。ただし「僞(云・曰)……者(云々)」で結ばれた引用や発言の部分は、終止形でも読点とした。

一、現代語訳にあたって、本文の敬語表現は人と人との関係性を表しているためできるだけ活かすように努めたが、簡素な表現にした。本現代語訳での公卿人名表記の肩書きは兼官名ではなく公卿職事官名(左右大臣・大納言など)で表記する。

一、現代語訳は、読み下し文の直訳ではなく、文意に即して言葉を補ったり言い換えたり、簡略にしたりしている。

一、現代語訳にあたって、訳文に確信の持てない箇所、不十分な箇所は多々存在する。採用した訳文の解釈の根拠を注で示している場合もある。

一、注釈の大半は、『平安時代史事典』『平安人名辞典』『日本国語大辞典』『国史大辞典』など辞典類の記事を抄録したものである。いちいち注記しないで使用させていただいたことをお断りしておく。

一、人名の注釈は、頻出者を除き初出時のみ付した。頻出者は「主な登場人物」として、『史人』第三号掲載の『小右記』訓読・現代語訳・注釈（稿）1に一括紹介した。

一、注釈を作成するに当たり、『史人』第三・四号に既出の項目は、掲載号と頁を（号―頁）と表記した。例：第三号の百頁の場合、（三―100）

一、担当者名は一日分の条文ごとと読み下し文の冒頭の日付の下に【】内に記した。ただし一日分の条文の途中で担当者が代わった場合は交替した担当部分の冒頭に担当者名を付した。担当者名・学年・所属は左記の通りである（二〇一一年四月現在）。

担当者（学年順）

教育学研究科博士課程後期三年（下向井ゼミ）	包	黎明
教育学研究科博士課程後期二年（下向井ゼミ）	尻池	由佳
教育学研究科博士課程後期一年（白須ゼミ 東洋史）	江間さやか	
教育学研究科博士課程前期一年（下向井ゼミ）	奥	忠直
教育学研究科博士課程前期一年（白須ゼミ 東洋史）	大田黒綾奈	
教育学研究科博士課程前期一年（三宅ゼミ 日本史）	北川	弘紀
教育学研究科博士課程前期一年（三宅ゼミ 日本史）	瀬戸口	仁
教育学研究科博士課程前期一年（白須ゼミ 東洋史）	門司	尚之
教育学研究科博士課程前期一年（三宅ゼミ）	湯木	智也

訓読・現代語訳・注釈

八月

八日条 【奥】

〔読み下し〕

八日、己酉。夜に入り頭馬頭^{（藤原通任）}来たりて雑事を談ず。宣耀殿^{（藤原成子）}の御消息有り。是れ御禊^{（藤原公任）}の女御代^{（藤原公任）}の間の事なり。愚慮を布き了んぬ。深更退出す。大納言^{（藤原公任）}消息して云わく、明後日、行幸^{（藤原公任）}召仰^{（藤原公任）}の事を行うべし、内裏に行幸有るべしと仰すべきか、てへり。答えて云わく、其の所を、と仰するが事の例なり^{（藤原公任）}。

〔現代語訳〕

八日、己酉。夜になって蔵人頭右馬頭藤原通任が私（藤原実資）のところへ来て、大嘗会のことなどについて打ち合わせをした。通任は宣耀殿（藤原成子）からの手紙を示した。御禊の女御代についてであった。この件について、管見を述べておいた。通任は夜が更けて帰った。大納言藤原公任から手紙で「自分は明後日の行幸召仰で上卿をつとめなければならぬのだが、召仰では『内裏に行幸有るべし』と言えよいだろるか」との相談を受けたが、私は（それに続けて）「その所を」と言うのが通例なのだと言事をした。

〔注釈〕

〔一〕頭馬頭（蔵人頭兼右馬頭） 〓藤原通任（九七三?～一〇三九）（五―113）

大納言濟時息男。姉妹の一人に三条天皇皇后成子がいる。三条天皇の東宮時代に春宮亮を務め、寛弘八年（一〇一一）天皇踐祚に伴い蔵人頭となる。同年七月禁色雑袍を許され、十二月に参議となり、翌長和

元年正月には従三位に叙された。道長政権下において、妹子立後の仕事や敦明親王の春宮権大夫などを務めている。

(2) 宣耀殿＝藤原妹子(九七二～一〇二五)

大納言濟時の一女。母は源延光女。三条天皇の皇后。天皇との間に敦明・敦儀・敦平・師明親王、当子・禊子内親王を儲ける。宣耀殿女御、堀河女御と称された。東宮妃として正暦二年(九九一)入侍。寛弘八年(一〇一一)女御となり、長和元年(一〇一二)四月、皇后となる。

但し、妹子の先には摂政藤原兼家女綏子、関白藤原道隆女原子が、またのちには左大臣藤原道長女妍子が次々と東宮に参り、大納言の女である妹子は始終彼女たちの権勢に押され不遇であった。妍子は最も遅れて入内したものの妹子に先んじて中宮となり、道長は妹子の立后を露骨に妨害した。のみならず、第一皇女当子内親王が齋宮退下後、左近衛中将藤原道雅との密通が露見し、以後母后宮に閉居早世したこと、更に第一皇子敦明親王が後一条天皇の皇太子となりながら結局道長の圧力に屈し、寛仁元年(一〇一七)皇太子を辞退するに至ったことなどは、妹子の後半生を特に悲痛なものにしたと思われる。

(3) 御禊

「みそぎ」の尊敬語。天皇や齋院などの禊を御禊という。天皇は即位後、大嘗祭の前月の十月下旬に行う。鴨川、主に三条の河原で行われた。行幸の日には文武百官が従い、節旗を進め、節下の大臣は騎馬で従い、女御以下女官も車を連ねて供奉し、行装華麗であった。

(4) 女御代

大嘗会御禊行幸の際、臨時に選ばれて女御の代わりを務める女性。女御自身が奉仕する場合もあるが、多くは大臣・大納言など有力貴族の子女の中から選ばれた。本来御禊には女御が奉仕したが、藤原氏の外戚政策により、女御を持つ年齢に達しないまま帝位につく例が開かれたため女御代が置かれることとなり、以後常置の職となった。なお

『大嘗会御禊事』には、朱雀天皇より花園天皇に至る歴代の女御代に奉仕した女性が列記されている。『小右記』同年九月九日条には「良道朝臣伝宣耀殿女御々消息云、可奉仕女御代、彼日可出金作檳榔毛車者、金作車云無世間、又不可忽造、仍答可奉黒作檳榔車之由了」と見え、当年に大嘗会を行う予定であった段階では、妹子が女御代に定まり出車の仕様と準備について実資に相談していた。しかし前掲の『大嘗会御禊事』には「尚侍威子(道長公三女)」と見え、『御堂関白記』には道長が女御代の出車に関する雑事を執り行っていることから(長和元年閏十月二十七日条)、大嘗会の延期に際し女御代も藤原威子に変更されたらしい。この変更は、長和元年四月に妹子が女御から皇后になったことによるものだろう。

(5) 行幸

八月十一日の内裏遷御のこと。内裏は寛弘三年に完成していたが、一条天皇は新造内裏に遷御せず、未使用の内裏への遷御となった。一条天皇が譲位した六月十三日から、三条天皇は道長の邸第である東三条院を居所としていた。(参考：詫間直樹編『皇居行幸年表』続群書類従完成会、一九九七年)

(6) 召仰

上位者が下位者を呼び寄せて特定の任務につくことを命じること。特に、朝廷の儀式・行事の役目についていう。

(7) 『北山抄』巻第六(備忘略記、「行幸召仰事」)には、上卿は「明日ル其時ニ其所ヲ可有行幸、依跡候、(或跡乃未々仁、或依其年跡云々)」と仰すと見える。

九日条 【奥】

〔読み下し〕

九日、庚戌。丹波守匡衡天、雑事を談ずるの次いで、云う所の事有り。疑

わしき所は若しくは夢想か、将たまた易筮^{えきせい}か。詳しく陳ぶる所無し。只気色を見るのみ。

召使云く、外記孝道^{（藤原時光）}申せしめて云わく、駒牽^{（藤原時光）}有り、而るに上卿参らず、参入すべし、てへり。所勞の由を答う。後に聞く、尹中納言参入しこれを行う、と云々。

〔現代語訳〕

九日、庚戌。丹波守大江匡衡とあれこれ話したときに、（ここに記せないような）あることについて語ったのであるが、疑わしい部分は彼の夢想なのか、はたまた易筮によることか、話をぼやかして具体的に述べようとしなかつたため、彼の様子から言わんとすることを察するばかりであった。

召使（太政官の雑用係）が外記の我孫孝道の命を受けて、駒牽の上卿が参入しないので、私にかわりに参入してほしいと伝えてきた。私は体調が悪いので行けないと伝えさせた。後々聞いたところでは、かわりに中納言藤原時光が参入し、駒牽を執り行つたらしい。

〔注釈〕

（8）大江匡衡

式部大輔重光男。母は一条摂政藤原伊尹家の女房三河。女流歌人である赤染衛門を室とし、举周・江侍従を儲ける。文章生より出身。永祚元年（九八九）文章博士に任ぜられる。博士として長保、寛弘の年号を勘申。長徳三年（九九七）には東宮（居貞親王、のちの三条天皇）学士を兼ねる。長和元年七月十六日に至り卒去。藤原実資は匡衡より遺族を託されている。その死に際し実資は「当時名儒無人比肩、文道滅亡」と書き遺し、その学才をうかがうことができる。和漢の才に秀でたことは、数多くの詩会に詩を賦し、漢詩集『江吏部集』や家集

『匡衡集』を遺したことから知られる。

（9）易筮

筮竹（ぜいちく）を用いて易占いをする事。

易：中国起源の占法の一つで、『易経』に基づくもの。令の規定では経解は大学寮、占いは陰陽寮の職掌とされたが、平安中期ごろまでに、占いも大学寮諸道兼学の儒者あるいは密教僧・宿曜師の行うところとなる。本筮（樸筮法）による病事・怪異等の占断のほか、漢代象数易（六日七分法）による天変怪異占や占日、命期易が行われる。

（10）我孫孝道

寛弘四（一〇〇七）、勘解由主典であったが、寛弘七（一〇一〇）・七・三、外記とみえる（『西宮記』）。同・十一・一、御曆奏に、権少外記として奉仕す（『権記』）。寛弘八（一〇一一）も外記としての活躍が『権記』・『小右記』にみえる。万寿二（二〇二五）・一〇・二八、後院預に任ず（『小右記』）。

（11）駒牽（五―128）

信濃・上野・武蔵・甲斐四国の御牧（勅旨牧）から貢上された馬を、宮中で天皇が覧じ、貴族たちに馬が分給され、彼らが牽く儀式。毎年八月に行われる。式日は八月七日に甲斐真衣野・柏前、十三日武蔵秩父、十五日（のち十六日に変更）信濃諸牧、十七日甲斐穂坂、二十日武蔵小野、二十三日信濃望月、二十五日武蔵諸牧、二十八日上野諸牧という順で貢馬が牽かれた。十一世紀初頭まで維持されるが、天皇出御は一条天皇を最後に見られなくなり、また十一世紀中葉には信濃以外の三国の駒牽は廃絶し、八月十六日に行われるようになった望月牧の貢馬だけが室町時代まで行われた。『小右記』同年八月七日条には「真衣野御馬牽云々、年来多過式日牽之、或臨冬月牽之、而守式日牽之、計之依代始致勤坎、後年随形勢坎」と見え、七日には式日通り甲斐国真衣野の駒牽が行われており、本日条はその後日談。

十日条 【奥】

【読み下し】

十日、辛亥。今日行幸召仰なり。大納言公任卿之を行う、と云々。(時刻を仰す⁽¹²⁾、と云々。)

晩頭参院す。左^(藤原道長)府・右^(藤原兼隆)府・内^(藤原公季)府・藤大納言・春^(藤原齊信)宮大夫・治^(藤原實成)部卿・侍^(藤原行成)從中納言・右^(藤原兼隆)宰相中将・左^(藤原兼隆)宰相中将・左^(藤原兼隆)兵衛督、御念仏の間御前の座に候う。臨昏罷り出づ。

熟瓜⁽¹³⁾三駄⁽¹⁴⁾を陣に給う⁽¹⁵⁾。

【現代語訳】

十日、辛亥。今日は行幸召仰である。大納言藤原公任が召仰の上卿をつとめたということだ。行幸の時刻を仰したらしい。

晩のはじめ私は一条院で行われる御念仏に参入した。左大臣藤原道長・右大臣藤原顕光・内大臣藤原公季・大納言藤原道綱・権大納言藤原齊信・同源俊賢・同藤原行成・参議藤原兼隆・同源経房・同藤原実成が参入していた。御念仏の間、公卿たちは中宮彰子の御前の座に伺候していた。夕暮れに私は一条院を退出した。

熟瓜を三駄、右近衛陣(校書殿東庇南・月華門)の右近衛官人・近衛

たちを労うために差し入れた。

【注釈】

(12)時刻

明日の行幸の開始時刻。註7参照。

(13)熟瓜

熟したまくわうり。ほぞち。

(14)三駄

馬一頭に負わせる荷物⁽¹⁶⁾の量。概略の量をさして助数詞的に用いる。

(15)実資が右近陣に熟瓜を給わった例は他に、寛仁三年七月二十五日条の事例がある。陣以外にも、相撲人が実資のもとに参来した際(長和二年七月二十三・二十五日、八月二日、寛仁三年七月二十六日、治安三年七月二十九日、万寿二年七月二十六日)、相撲還饗(寛仁三年八月十一日、万寿三年八月七日、同四年八月九日、長元二年八月九日)など、相撲人に対して給わる例が多い。実資は暑い時期に右近衛府の陣官や相撲人に対し、労いのために熟瓜を給わっていたようである。

十一日条① 【江間】

【読み下し】

十一日、壬子。今日、内裏に遷御⁽¹⁷⁾するの行幸なり。扈從するに依り、諷誦を三箇寺に修す(広隆・清水・祇園)⁽¹⁸⁾。午三刻、参内す。是より先、右^(藤原兼隆)衛門督参入す。小時、左大臣已下参入す。暫く仗座に候う。机を立て饗を居うべきの由、外記、右金吾に触る。仍つて起座し殿上に参上す。諸卿祇候す。彼是相共に陣後を徘徊するの間、左府、殿上に参るべきの御消息有り。即ち参上す。示されて云わく、勅賞⁽¹⁹⁾等有るべきの由、仰せ事有り。然るべからざるの状を奏せしむ。然れども猶お許容無し。件の事、右府を御前に召し行わるべし。而るに未だ叙位を行われず。次人を以て御前に召し行わるは如何。自ら又、承り行うは便無かるべきなり。若しくは蔵人頭を以て伝え仰せらるは如何。皇太后大夫、同じく此の儀に預る。思慮廻らし難し。此の事、次人を以て行わるは、事の忌み無かるべし。而るに我が為に此の憚り有らば、他人、太だ申し難し。頭を以て上階の事を伝え仰せらるは如何。疑慮の間、右府殿上に参上す。仍つて一定無し。右大臣退下す。陣後に佇立し余を招きて云わく、此の事、如何。気色を見さしむに、他人をして叙位を行わしむるべからざるの気色有り。確執するに益無し。仍つて頭を以て右府に伝え仰せらるは、

又、殊なる難無かるべきの由、了んぬ。相府即ち殿上に参上す。右大臣已下、陣の座に着す（饗有り）。藏人頭（藤原道方）、勅語を含み、叙位の人々の事を右大臣に仰す（正三位教通、従三位頼宗、已上家の子。従四位下藤保昌（藤原保昌）、左衛門督の家司。従四位上子女王（藤原子女王）、左衛門督の室。従五位下（藤原幸子）子（藤原幸子）、左衛門督の乳母子（藤原幸子））。大臣、大内記為政朝臣（藤原朝臣）に仰す。件の叙位、未だ其の意を得ず。左大臣家の賞の子を以て、左衛門督頼通の家の賞の頼通室並びに乳母に処分を以てす。事、両端に分かつ。未だ其の旨を知らず（藤原朝臣）。左大臣奏慶拜舞せしむ。此の事を仰す以前、左大臣御前に於いて藏人・昇殿・雑色（藤原朝臣）・禁色（藤原朝臣）の人等を定めらる（藏人、縫殿助高階在平（藤原高階）・勘解由判官雅康（藤原雅康）。昇殿、左衛門権佐為義（藤原為義）・撰津守を兼ねる）・右兵衛佐実経（藤原実経）・左近少将経親（藤原経親）・春宮大進則隆（藤原則隆）。雑色、内匠助橘修道（藤原橘修道）・右近将監藤親業（藤原藤親業）・左衛門尉藤頼祐（藤原藤頼祐）・藤行任（藤原藤行任）・同則信（藤原則信）。左近中将公信（藤原公信）・右近中将頼宗・春宮亮道雅（藤原道雅）・公成（藤原公成）、已上は皆、旧主の御時の禁色の人なり。公信は禁色を聴さるの後、藏人頭に補すの者なり（藤原朝臣）。頼宗今日禁色を聴され、即ち三品に叙す。女四人（藤原朝臣）、と云々。件の禁色宣旨、行幸の翌日右府に下る。右府云わく、藏人・昇殿の人・禁色・雑袍（藤原朝臣）、之の中に在り、てへり。

【現代語訳】

十一日、壬子。今日は天皇が（東三条殿から）内裏に遷御する行幸の日である。私はそれに扈従するため（遷御・扈従が無難にすむよう）、広隆寺・清水寺・八坂神社の三箇寺に諷誦を修した。午の三刻（午後十二時半ごろ）、私は東三条殿へ参内した。私が参内する前に参議藤原懐平が参入していた。少しして、左大臣藤原道長以下の公卿たちも参入してきた。私たちは暫く陣の座にいた。そのとき外記が、陣の座に机を並べて饗饌を用意しますと参議懐平に伝えたので、諸卿は起座し殿上に参上して待機した。実は私は何人かの公卿と陣の後ろで時間を潰していたの

だが、左大臣道長から殿上に参上するようにと直々に手紙を貰ったのですぐに参上したのだ。参上した私に道長は、「天皇から（行幸の）勅賞を行うという仰せがあった。私（道長）は、それはやめたほうがよいと奏上したのだが、天皇は私の助言を聞き入れようとはなさらない。この勅賞叙位は（東三条殿の主である道長の家子や家司が対象となるので、道長本人ではなくその次席の）右大臣藤原顕光を御前に召して行わうおつもりのような。しかしながら天皇は即位して以来まだ叙位を行われていない。初めての叙位なのに、次席の右大臣顕光を御前に召して行われるというのはいかがなものか。私（道長）がみずから行うのもまたよくないだろう。ならば天皇が藏人頭に命じてお伝えになるのはどうだろうか」と言って、意見を求めた。権大納言藤原公任も私と一緒にこの相談に預った。なかなか名案は思い浮かばなかった。今回の叙位を次席の右大臣顕光に行わせることに別段問題があるわけではないが、道長が顕光に行かせたくないのだから、私としては右大臣が行って問題はないなどとははなはだ申し上げにくい。藏人頭に自分より上階の者に叙位のことを伝達させるのはよくないことなのだがと考えあぐねていたところ、当の右大臣顕光が殿上へやってきたので、結論は出なかった。右大臣顕光が退下したので、（私たちも陣の座に戻った）。左大臣道長が陣の後ろにただずんで私を招き、「叙位をどうしようか」と問うた。道長の表情をみると、他人に御前での叙位をさせてなるものかという強い意思が表れていた。私は反対意見を述べても無駄だと思ったので、道長に「天皇が藏人頭を通して右大臣顕光に（陣座で叙位を行うよう）命じられてとくに問題はないのですか」と申し上げた。左大臣道長はすぐに殿上に参上し（て、このことを天皇に奏聞し）た。右大臣顕光以下の公卿たちは陣の座の饗に着いた。藏人頭源道方が、（道長の奏聞を受けた）天皇の勅をうけて（陣座に来て）、叙位の人々について右大臣顕光に仰せた。正三位に叙される藤原教通、従三位に叙される藤原頼宗は左大臣家の子

息である。従四位下に叙される藤原保昌は権中納言藤原頼通の家司、従四位上に叙される隆姫女王は権中納言頼通の室、従五位下に叙される藤原幸子は頼通乳母子である。右大臣顕光は、大内記慶滋為政に位記を作るよう命じた。

今回の叙位はわけがわからない。左大臣道長家への賞は道長の子に与え、権中納言頼通家への賞は頼通室隆子女王と乳母藤原幸子に与えていた。どうしてこのように分けたのかその意図はわからない。左大臣道長はこの叙位への謝意を込めて奏慶舞した。天皇がこの叙位について右大臣に仰せられるより前に、左大臣道長は御前において蔵人・昇殿・雑色・禁色の人などを定められた。蔵人は縫殿助高階在平・勘解由判官平雅康であった。昇殿は左衛門権佐橋為義（撰津守を兼ねている）・右兵衛佐藤原実経・左近少将源経親・春宮大進橋則隆であった。雑色は内匠助橋修道・右近将監藤原親業・左衛門尉藤原頼祐・藤原行任・藤原則信であった。左近中将藤原公信・右近中将藤原頼宗・春宮亮藤原道雅・藤原公成四人が禁色勅許を受けたが、彼らはみな、一条天皇の御代の禁色の人であった。公信は禁色を聴された後、蔵人頭に補された者である。頼宗は今日、禁色を聴されてすぐに三位に叙された。女蔵人は四人が補されたという。この禁色宣旨は、行幸の翌日内大臣公季に下される。公季は、下された宣旨のなかには、蔵人・昇殿の人・禁色・雑袍の宣旨が含まれていた、と言った。

【注釈】

(16)内裏は寛弘二年十一月十五日に焼亡（七度目）しており、寛弘三年十一月二十五日には新造内裏の造営が終了していた。同二十六日には還御の予定があつたが一条天皇は遷御することはなく、寛弘八年六月廿二日に崩御した。三条天皇は六月十三日に一条院において踐祚し、同日、道長の東三条第に遷御した（『紀略』・『権記』など）。六月二十

八日には新造内裏入御日時定があり（『権記』）、八月十日に行幸召仰が行われた。この後、三条天皇は長和三年二月九日に内裏が焼亡するまで内裏に居したが、同焼亡後は道長の枇杷殿に遷御、翌年に新造内裏に入御するも同年十一月に再び内裏は炎上して枇杷殿に移っている（『皇居行幸年表』）。

(17)例えば、春日祭のために「今明物忌、修諷誦、外行之有所憚」（寛和元年二月九日条）、官奏のため「従今日四箇日物忌、修諷誦出行」（同年二月二十七日条）、円融上皇の一種物興のため「依物忌修諷誦」（同年三月二十日条）、今明物忌で三日間の假文を出すも賀茂祭以前であるために今日から七日間清水寺に諷誦を修す（同年四月十八日条）など、実資は物忌でも外出しなければならぬときに諷誦を修していた。本日条の場合も同様、物忌など外出を謹むべきであるが内裏遷御の行幸に扈從するために諷誦を修したと考えられる。物忌の他にも、小哀日（寛仁二年十月十六日条など）・厄日（長和二年八月十七日条など）や夢想・体調のよくない場合（治安三年六月二十一日条、万寿四年十月二十八日条など）に同様の事例が見られる。諷誦を修す場所は、単独では六角堂が最も多く、清水寺・東寺がそれに続く。他には広隆寺・祇園・賀茂神宮寺・北野など。複数では三箇所（広隆・清水・祇園、東寺・清水・祇園など）の事例が多く、五箇所・七箇所に及ぶ場合もあつた。

(18) 勸賞

労を賞して官位を授け、あるいは物品を与えること。「げんしよう」「かんしよう」とも訓む。朝儀・公事の奉行の賞、行幸・御幸先の家主の賞、行事の際の舞人・楽人に対する賞、祈祷の賞、征討軍功の賞、御所や寺社の造営の賞など色々あるが、位階を授ける例が多く、御祈賞には僧位・僧官の例が多い。

(19)藤原保昌（九五八〜一〇三六）（三一七六）

大納言元方孫。従四位下致忠男。母は醍醐天皇皇子源允明女。妹に源満仲室となり、頼信を儲けた女性がいる。長保四年（一〇〇二）叙爵。日向・肥前・大和・丹後・山城・摂津等の国守、及び円融院判官代、左馬頭等を歴任。時の為政者藤原道長に仕え、いわゆる家司受領の一人であった。

(20) 隆姫女王（九九五〜一〇八七）

中務卿具平親王女。母は左大臣源高明女。寛弘六年（一〇〇九）、当時左衛門督であった藤原頼通と結婚。具平親王より頼通を婿にと話があった際、父道長が「男は妻がらなり」と言つて喜んだことは有名。実子に恵まれず式部卿敦康親王の娘姫子女王を養女とした。「御衣の裾に御くしのたまりたる、御几帳のそはより見ゆるほと、唯絵に書きたるやうなり」（『栄花』一一二）と評され、和歌も能くした。仏信篤く、応徳二年（一〇八五）には園城寺の常行堂を供養している。寛治元年十一月二十二日薨去。高倉殿北政所と号する。

(21) 藤原幸子

出自・生没不詳。左衛門督藤原頼通の乳母子。

(22) 乳母子

古代・中世における擬制的血縁関係の一つ。乳母の養育した者を養君というが、養君からみた乳母の子のこと。平安時代には乳母子や乳母夫が養君のとり立てによつて家司となつたり、その政治的地位を高める者もあらわれた。

乳母

実母に代わつて子女の養育に当たる女性の称。乳母と被扶養者との関係は非常に親密で、近親に近い扱いを受けた。乳母・傳は通常親族または従者・郎等格の者のうちから、特に当該父母の信頼を受けた者があたり、身分の高い場合ほど幼少時の実生活全般を見る傾向が強い。その教育範囲は読書・作文はもちろん、貴族の場合は詩歌・管絃、武

家の場合には武芸にまで及んだ。

(23) 慶滋為政

生没年未詳。儒者、歌人。慶滋保章男（保章は賀茂氏の出で、のちに慶滋と改姓）。式部少輔、文章博士、内藏権頭、河内守、能登守等を歴任。極位は従四位上。藤原実資家司。『拾遺』以下の勅撰集に四首入集。

(24) 行幸における勅賞対象者について

本日条と同様に、道長の邸宅から新造内裏へ遷御した例として、長和四年九月二十日の行幸がある。この時は枇杷殿から新造内裏への遷御であったが、『小右記』『御堂関白記』によれば勅賞に預かったのは、藤原能信（道長子）、多米国平・橘為義（道長家司）、藤原兼経（東宮賞）、藤原定頼（中宮亮）、菅原典雅・平重義・甘南備保資（道長家司）、藤原嬉子・藤原尊子（道長女）、藤原儼子・藤原穠子（藤原為光女、道長妾）、藤原教子・時子（禎子内親王（三条天皇第三皇女）乳母）、藤原亮子・源和子（道長「家人名人」）であった。当家に関係する者たちは皆、道長自身の子女・家司などであり、頼通の關係者に勅賞はなかった。本日条で実資が頼通關係者への勅賞を批判していることから、当該期には行幸の勅賞において父子間での勅賞の譲は一般化していなかったとみられるか。

(25) 雑色

藏人所の雑色。名譽の職で、公卿の子孫やしかるべき諸大夫が補され、やがて藏人に転じた。

(26) 禁色（五―114）

律令の衣服令では、位階によつて規定された服色を当色といい、自己の当色以上の服色は禁止されていて、これを禁色といった。しかし、のち広く天皇・皇族などの貴人の服色の使用が厳禁され、平安中期以後はこれを禁色というのが普通となり、また服色だけでなく文様や服地にまで及ぶようになった。撰闋家の子弟は元服の際に禁色を許され

る「禁色宣旨」を賜り、また藏人は天皇の側近に奉仕するので、頭以下六位藏人の極臈まで宣旨がなくても趨塵（青色）の袍の着用が許され、女官も特に禁色宣旨なくして許されることがあった。禁色を許された人を禁色の人といい、許された色を、禁色に対して聴色といった。

(27) 高階在平

寛弘五（一〇〇八）・九・一一、六位、縫殿助高階在平。中宮御産に鳴弦を奉仕す（『御産部類記』）。寛弘八・八・一一、縫殿助高階在平。藏人に補せらる。同・一〇・一九、藏人縫殿高階在平「につくる」。宇佐使・山陵使発遣を奏す。長和元（一〇二二）・正・四、式部丞在平。妍子の許へ御使となる。数盃にして泥酔の氣となる。禄を賜る。同・四、一一、丞在平。娥子の立后に奉仕す。同・一一・一一、高階行敏に打凌される。治安三（一〇二三）・四・一六、在平朝臣。賀茂祭当日路頭濫行多く、行事の在平召さる。万寿元（一〇二四）・二・六、在平朝臣と見える。

(28) 平雅康

平生昌の男。安芸守となり、正五位下に叙す。千載集作者。寛弘三（一〇〇六）、文章生平雅康。春宮殿上となり、寛弘八・六・一三、勘解由判官。御讓位の令旨を春宮に伝え、同・八・一一、藏人となる。同・九・九、藏人雅康。重陽平座に奉仕し、九・一九、藏人勘解由判官。初めて宣旨を下す。同・一二・二八、三宮（敦良親王）の着袴に、藏人縫殿助平雅康、御勅使となり、禄を賜っている。長和二年以降は式部丞も兼ねており、『小右記』にその活躍が見える。

(29) 橘為義（？）一〇一七

藤原道長の家司。道文男。文章生の出で、藏人などを経て正四位下丹波守に至る。一条天皇皇子敦康親王家司、皇太后（彰子）宮大進等も兼任。『後拾遺』以下の勅撰集に四首入集。『本朝麗藻』に詩を遺し、『御堂』長和五年（一〇一六）十一月十二日条によれば能書でもあつ

た。

(30) 藤原実経（九九八〜一〇四五）（三一—93）

権大納言行成男。母は左京大夫源泰清女。弟に良経・行経、姉妹に源経頼室・藤原長家室となった女性がいる。室に大江清通女がおり、師仲を儲ける。また女に藤原経輔男（師家か）と婚した女性がいた。

『権記』寛弘三年（一〇〇六）三月十六日条には、九歳で昇殿を聴されたとの記事があることから、長徳四年誕生と考えられる。寛弘六年元服。右兵衛佐、右近衛少将、民部権大輔、侍従、但馬守、近江守等を歴任し、正四位上に至る。但馬守在任中、藤原頼通・実資に過分の贈物をしたことが知られる。

(31) 源経親

源道方の男。五藏、左京大夫、備前守に任じ、正四下に叙す。寛弘八（一〇一一）・二・一〇、右少将経親。春日祭使となる。三・七、経親石清水臨時祭試楽の舞人をつとむ。同・八・一一、右近少将経親。昇殿を聴さる。長和二（一〇二三）・四・二三、五位経親。道長の賀茂詣に舞人となる。同・六・二三、従五上源経親、少納言に任じ、七・二九、左近少将経親、相撲召合の出居に着座す。長和三・正・二六、従五上左近権少将。五位藏人に補せらる。長和四・一〇・二五、左近少将、道長の五十賀法会に内裏御諷誦使をつとむ。寛仁元（一〇一七）・一二・四、左近少将経親五位殿上人。道長の任太政大臣に録事をつとむ。寛仁二・正・一〇、経親。今年叙四位、旧臣。昇殿を聴さる。

(32) 橘則隆

生没年未詳。駿河守敏政男。子に内大臣藤原能長室となり、権大僧都長覚を儲けた女性がいた。左兵衛尉、右衛門尉、六位藏人、式部丞、敦成親王家別当、春宮（敦成親王、のちの後一条天皇）大進、刑部大輔、中宮（藤原成子）亮、但馬守等を歴任。極位は正四位下。藤原道長の家司的な立場にあり、長徳元年（九九五）十一月、彰子の入内に

際し中使を務め、同月倫子（道長室）の輦車勅許を伝えていた。また、内裏の情報を道長のもとにもたらしていることが史料に散見する。

(33) 橘脩道

長和二（一〇一三）・三・二六、内匠助橘脩道。仁王会の装束僧房に定めらる。

(34) 藤原親業

藤原季随の男であるが、藤原陳政の子となる。藏人、出雲守となり、従五下に叙す。寛弘五（一〇〇八）・正・一一、右近将監親業。雑色に補せらる。同・九・一一、六位右近将監とみえ、寛弘八・四・一三、右近将監親成につくり、四・一八、賀茂祭に馬を道長に借りている。同・八・一一、右近将監藤原親業。雑色に補せられ、長和二（一〇一三）・正・一五、殿上を聴さる。同・四・二三、六位右近将監親業。殿上。道長の賀茂詣の舞人となる。同・八・一〇、齋院御禊前駆をつとめ、長和三・正・一〇、右近将監。藏人に補せらる。二・三、大原野祭使定めに、親業すでに二度奉仕の実績により免ぜらる。三・二九、行事藏人であったが遅参し、懈怠者とみられる。寛仁三（一〇一九）二・一二、右府前驅親業朝臣。円融院国忌の堂童子をつとめている。

(35) 藤原頼祐

藤原伊祐の男、母は佐伯公行女。藏人、越前・周防守に任じ、従四位上に叙す。寛弘八（一〇一三）・八・一一、左衛門尉藤原頼祐、雑色に補せらる。長和元（一〇一二）・四・二〇、藏人左右衛門尉頼祐、禁色を聴さる。長和二・三・一〇、藏人式部丞頼祐とみえ、四・二一、齋院御禊の行事藏人をつとむ。長和四・一一・九、左大将になった頼通に着陣の作法を聞かれる。寛仁元（一〇一七）・九・一〇、頼祐朝臣、新造内裏の左兵衛陣・内記所・桂芳坊の造営を申請す。寛仁二・三・二四、頼通の春日詣に随行す。治安二（一〇二二）・七・一四、伊賀守頼祐朝臣、法成寺金堂供養の堂童子をつとむ。万寿四・二・一二、母の

死亡により、実資、頼通を弔慰す。

(36) 藤原行任

治安三（一〇二三）・三・七、散位。従五下藤原行任。師明親王（性信）の両部灌頂を受け給うに、蓋綱を引き、入礼す。万寿元（一〇二四）一二・一三、千古の着裳に、膳を執る。

(37) 藤原則信

藤原吉信の男。兄弟に忠頼・重光・伊傳・尚忠・文紀・則親・則清・持博がある。長和元（一〇一二）・閏一〇・二七、六位則信。大嘗会御禊の前駆をつとむ（御堂）。

(38) 藤原道雅（九九二～一〇五四）

内大臣伊周の一男。母は権大納言源重光女。中関白藤原道隆は祖父、一条天皇皇后定子は叔母。幼名は松君。長徳二年（九九六）伊周・隆家の花山院闘乱事件による中関白家の凋落に伴い、その光彩は薄れる。平惟仲女の大和宣旨との結婚生活も長く続かず、『分脈』には「荒三位」とあだ名されたことが記され、寛仁元年（一〇一七）の前齋宮当子内親王との密通事件をはじめとし彼の半生はスキヤンダルに満ちていた。長和五年（一〇一六）従三位に叙されたが、非参議・左京大夫のまま、天喜二年七月二十日、その一生を終えた。

(39) 藤原公成（九九九～一〇四三）（五―126）

中納言実成一男。母は播磨守藤原陳政女。祖父太政大臣公季の子となる。寛弘八年（一〇一一）元服叙爵、侍従、左兵衛佐、右少将、右権中将等を経て寛仁四年（一〇二〇）藏人頭、次いで左中将を経て万寿三年（一〇二六）参議。公成女の茂子は権大納言藤原能信の養女となつて後三条天皇の女御となり、白河天皇を生んだことにより、院政期以後この一家の繁栄をもたらした。

(40) 禁色を聴されたのは藤原公信・頼宗・道雅・公成の四人。彼らは四人とも一条朝に禁色勅許を得ており（公信：長保二年、道雅：寛弘三

年、公成：寛弘八年四月）、本日条の勅許は代替による更新である。一条朝における禁色勅許者のうちまだ公卿になつていない者は彼ら四人であり、他の勅許者の更新なく禁色を着用できた。（参考：小川彰「古記録を通して見た禁色勅許―平安後期殿上人層を中心として―」『国史学』第一二七号、一九八五年）

〔41〕女官四人。女官にも禁色がゆるされた。

〔42〕雑袍（直衣）（五―107・114）

天皇・皇太子・親王・公卿が日常着として用いた表着。袍の一種で、両脇を縫い合わせた縫腋の袍であるが、位階によって色が区別された位袍ではないため、雑袍といわれた。直衣姿は褻の装束であるが、平安中期になると「雑袍を聴す」といって、勅許を得、雑袍宣旨を賜つて公卿とその子息も直衣で参朝できるようになった。その時には烏帽子の代わりに冠をかぶつた。

十一日条② 【大田黒】

〔読み下し〕

左大臣已下陣の饗に着す。両三巡行す。其の後、殿上に参上す。諸卿を御前に召す（先ず円座を敷く）。左大臣、細馬、十足を献ず（諸衛佐・近衛将監已下鞍馬を執り牽く、五位・六位二人口を取る）。御前狭少なり。騎らず牽き出す（東方より引入れ、西方より牽き出す）。右馬寮（上五疋）を左に給う。次いで衝重を給う。諸卿亦た御膳を供す（蘇芳の懸盤、六脚、螺鈿の御器を根に用いる）。中納言隆家陪膳。打敷を執る。警蹕を称う。満座目を側む。是、称うべからざるなり。藏人頭通任両三位の慶を奏す。奏聞の詞例に非ず。諸卿含み咲く。具に記さず。褂を以て諸卿に給う。亦、侍臣及び供奉の侍従・諸衛佐以下の祿、と云々。皆家主相府の儲くる所なり。亦、所々の饗・屯食等、同じく設くる所なり。熟瓜の四籠を作り、桑糸を

盛り、台盤所に送る。贈物を献ず（野剣・御筥二合、一合日本、道風）。左衛門督頼通、御剣を執る。次々家の子、各物号を称う。藏人頭道方、御衣を執り左大臣に被く。大臣退下し、御前に進みて舞踏す。

〔現代語訳〕

左大臣道長以下公卿たちは（東三条第の）陣座の饗に着いた。杯が二、三回巡り、その後殿上に参上した。諸卿が三条天皇の御前の座に召された。その座には前もって円座が敷いてあった。道長は良質の馬十匹を（天皇に）献上した。諸衛佐・近衛将監たちは鞍馬を執り牽いて、五位・六位の二人が（馬の）口取をつとめた。東三条殿では御前が狭いため、馬に乗らないで牽き出しただけで御覧に入れた。東の方から引き入れ、西の方へ牽き出した。右馬寮も御馬を引き出した。そのうち上馬五疋は左馬寮に給わつた。次に衝重を給わつた。諸卿もまた、天皇の御膳を並べととのえた。蘇芳製の六脚の懸盤に螺鈿の御器を乗せた。中納言藤原隆家が陪膳を務めた。隆家は打敷を執り、警蹕をとなくて進み御前に着いた。その座にいた誰もが目をそばだてていた。この場合、警蹕をとなくなるのは不適切であるからだ。藏人頭藤原通任が三位に叙された藤原頼通・頼宗の慶を天皇に奏したが、この時の奏聞の言葉が先例と異なるもので、諸卿が含み笑いをしていた。これ以上具体的に記さないが、（天皇は）褂を諸卿に給わつた。また侍臣（殿上人）及び行幸に供奉する侍従・諸衛佐以下に祿が与えられたようだ。これらは皆、東三条院の家主である道長が用意した。（地下官人以下に振る舞う）所々饗や屯食なども同じように道長が設けたのだ。また道長は、熟瓜を入れた籠を四つ作り、絹糸を載せて台盤所に送つた。道長は天皇に贈り物を献上した。その内容は、野剣と御筥二合だった。筥の一つは唐の本、もう一つは日本の本で道風が書いたものである。頼通が御剣を執り、道長の子息たちが次々に

贈り物の品目を読み上げた。蔵人頭源道方が御衣を執り、道長の肩にかけ与えた。道長は退下して御前に進んで拝舞した。

〔注釈〕

(43) 細馬

よい馬。すぐれた馬。飼い慣らした馬。良馬。さいめ。

(44) 鞍馬

鞍をおいた馬。くらおきうま。くらうま。あんま。

(45) 上五疋

上馬五疋。

(46) 蘇芳

色名、また襲の色目。蘇芳（東インド原産のマメ科の高木）の心材を使い、灰汁媒染で赤みの深い赤紫、明礬媒染でやや暗い赤を出す。着用の際は表・裏とも蘇芳、表蘇芳・裏赤花、表白瑩（みがき）・裏濃い紅打などさまざまであった。四季を通じて着用され、祝いの席にも用いられた。

(47) 懸盤

高坏・碗（鉢）・皿などの食器を載せる個人用の膳の一種。掛盤とも。

饗応で料理の品数が多い時は、六脚あるいは九脚を連ねて用いる場合もあった（『小右記』万寿四年四月五日条、『年中行事絵巻』朝覲行幸等）。最初四方に牙象の刳形のある檜製の台に、これも檜製の折敷（盤）を載せ掛けた二分割様式だったが、のち一体の作りとなり、四隅の脚を内側に湾曲させた洗練された形となった。沈木のような輸入材を用いた例があるが、多くは黒青漆で仕上げ、上面内部は光明朱塗り。また螺鈿をちりばめた豪華なものも作られた。

(48) 螺鈿

漆工芸における加飾技法の一。夜久貝その他の貝殻を文様に切つて、

木地や漆面に嵌め込むか、貼り付けるかのどちらかで施工する。公家儀仗剣は佩用者の階級と場合によって定まり、螺鈿装のほうが蒔絵装より上位者の佩用物である。建造物の室内装飾にも螺鈿が使用されたことが平安時代の特色である。

(49) 根

起立するものが、地に接する部分。ふもと。すそ。

(50) 陪膳（三―七九）

天皇や公卿などの貴人に食膳を供すること、またはそれに奉仕する人。実際に貴人に食膳を供するのを陪膳、陪膳者に食膳を取り次ぐのを役送といつて区別した。『侍中群要』によると、寛弘二年（一〇〇五）には陪膳に奉仕する四位の侍臣は五〜六名ずつ四番に結番されていて、故なく三度の闕怠があった時は昇殿を停められた。また一条天皇時代、藤原安親が蔵人頭であった時から『陪膳記』がつけられ、陪膳に奉仕した者の名が書きとどめられた。

(51) 打敷

台や机の下に当てる敷物。殿内の損傷防止と装飾を兼ねて華麗な地質を用いた。灯台の下の打敷は油単ともいい、油の汚染を避ける必需品とされた。また仏前の卓上を覆う金襴緞子の類の布もいい、この上に供物・仏具等を載せる。

(52) 警蹕

天皇の出・入御、行幸、御膳を供する時などに、人々に告げ戒め、また邪気を払うため「おし」と唱えること。唱える人や作法などはその場合により、また時代により異なる。諒闇その他特定の時や場所においては停められることがあった。本日条では陪膳の際に中納言の藤原隆家が警蹕を唱えたことを問題視しているが、『西宮記』（臨時四、陪膳事）には「警蹕事、除伊勢斎者可稱之」とあり、伊勢斎が陪膳時の警蹕に関連していることがわかる。前年の十一月に父為平親王の喪を

理由に恭子内親王が伊勢齋王を退下し、長和元年十二月に当子内親王が齋王に卜定される間に当たっており、恭子内親王退下のちに新たに齋王が卜定されていたとしても三年間の齋の期間中であることから、本日条の警蹕は唱えないことが妥当だと考えられたか。もしくは、節会にない大將または宰相中将、不在時は上席の公卿が唱えるという慣例から中納言隆家が外れていることによるか。

(53) 側目

めをそばだてて見ること。注意して見ること。凝視すること。

(54) 奏慶(慶申)

除目・叙位において新任されたり昇叙した者が、宮中や申文の申請者に対し挨拶を行うこと。宮中に対する場合は奏慶といつた。

(55) 奏聞詞

『侍中群要』卷十一「人申慶賀并罷申」によれば、「上卿ハ奏詞如見參、四位・五位・六位又同前、(地下六位可奏官姓名欵、通例只奏名、)」とあり、同書卷四「見參」には「大納言・中納言・三位宰相・三位已上(其官乃姓朝臣、有兼官ハ可申其官)、四位宰相、(其朝臣、奏名也)」と見えて、権中納言頼通・従三位頼宗の場合は、官職・姓朝臣・兼官を奏するのが通例。

(56) 褂

単ひとえと表着うわぎとの間に着けた袴の衣で、「内着の衣」の意。「うちぎ」とも。衣きぬ、相あこめともいう。男装では、袴の中に着込めるため、裾を女装のものより短く仕立てるのを例とし、相とも称した。特に袴と相とを区別する場合には、男装用裾短のものを相、女装用裾長のものを袴とすることもある。また禄や被物用として、裂地いっばいに大ぶりに仕立てたものを大袴と称した。拝受者は適当な大きさに仕立て直して着用したが、大ぶりのまま寝具用の衾などとして使用することもあった。

(57) 屯食

臨時の食事(屯)の意味から、携帯食・弁当の意味にも使われる。頓食とも記す。元来、強飯を固く球形に握ったもので、味噌や食塩をまぶして袋または藁づとに包んだり、折敷に載せて運んだ。平安時代、宮中行事や貴族邸内の催しの折に供され、諸司に配られることもあった。

(58) 桑糸

桑の葉を食べる蚕のつくる糸の意で、絹糸をいう。

(59) 台盤所

宮中清涼殿西廂に設けられた部屋。鬼間の北、朝餉間の南に位置する。食物を盛る盤を載せる台が置かれていたことからこの名がある。女房の詰所として用いられた。なお、貴紳の第宅における女房の詰所をいう場合もあった。

(60) 野剣(衛府太刀)

衛府の武官が佩用した兵仗の太刀。文官が使用した飾太刀や細太刀がその名のとおり細身で、きらびやかに装飾されたのに対し、『平家』四に「衛府の太刀なれど、身をば心得て作らせた」と記されるように、中の刀身を実用的なものとした。天皇の野外出行の際の警護に帯用するため、野太刀とも呼ばれた。衛府太刀の名は用途上のもので、太刀そのものの様式を示すものではなく、具体的には柄に毛抜形を透かした毛抜形太刀がその代表で、奈良春日大社、伊勢神宮徴古館に遺品が現存する。『権記』十二日条によれば、この日献じられたのは螺鈿野剣一腰であった。

(61) 『権記』十二日条によれば、「書法六卷、納之沉管一合、(一合道風書三卷、一合唐本三卷)」で、書法(筆跡、書の手本)が献じられたことがわかる。

(62) 小野道風(八九四〜九六六)

能書家。祖父は篁、父は大宰大式葛絃。延喜二十一年(九二二)右兵

衛尉になり、延長三年（九二五）能書家であることにより少内記に任ぜられ、内蔵権助、右衛門佐を経て、天徳元年（九五七）木工頭になった。同四年九月二十三日内裏が焼亡した時、当時六十七歳の道風は視力が衰え、手が不自由になり、言語障害もあり、内裏造営の激務に耐えられないので、内蔵権頭に転じた。康保三年七十三歳で卒去。道風は王羲之の書の字形を端正にし、点画を秀潤温雅にして和様の書を創始した。度々朝廷の書役を務め、当時第一の手書きとして尊重された。道風は藤原佐理・同行成とともに三賢といわれ、道風の書蹟の野蹟は、佐理の書蹟の佐蹟、行成の書蹟の権蹟とともに三蹟といわれている。

十一日条③ 【瀬戸口】

【読み下し】

了りて次いで南殿に出御す。主計頭（安倍）吉平（へんばい）反問（へんばい）に奉仕す。次いで諸卿列立す（右大臣祿を執らず。内大臣云わく、祿を取りて列すべきか、再三余に問う。余答えず。只上臈の議に従うべきの由、心中思う所あり、てへり。又、是勅祿に非ず。相府の設くる所なり。内府、右府の議に従う。諸卿相同じ。御前において祿を給う。猶お執り進むも深謗に非ざるか）。

次いで閹司の奏（さ）了りて少納言奏（さ）す。勅答（さ）有るか。御輿を葦す（鳳輿（さ）なり。初めて内裏に入御するに依り、件の御輿か）。西中門を出づる比（さ）、左大将（藤原公季）、大舍人を召す。鳳輿門を出で、二条大宮・待賢門を経て、建礼門外において神祇官御麻（さ）を進む。（行幸日の時刻西の二剋、初めて乗輿するは正の二剋、宮に至るの時西の終わり許りか。）此間秉燭す。此間暫く御輿を留む。黄牛（さ）二頭を門外に牽き立つ。左右馬寮の史生之を牽く。吉平、門の壇上において北に向かい読呪し了りて直入す。次いで黄牛引き入る。次いで御輿を南殿に進み寄す。此間、黄牛南階の東西に

在り。南を差して去る。鈴奏並びに名対面（さ）等例に存ず。今日左大臣列に候わず。蒔絵（さ）の劔を帶し、乗車して伺候す。今日、故院（藤原公季）の七七日（さ）に当たり、思う所有るか。先日此の儀有るなり（さ）。諸卿参上し、暫く侍所に候う。左大臣御所より出で又侍所に候う。

【現代語訳】

（道長の拝舞が）終わってから天皇は紫宸殿（東三条院の寢殿）に出御した。主計頭安倍吉平が反問を奉仕した。次に諸卿は（南庭に）整列した。この時、右大臣藤原顕光が祿を取らずに整列したが、それを見て内大臣藤原公季は私に「祿を取って整列しないといけないのではないだろうか」と再三尋ねた。私は返答しなかったが、上臈である右大臣顕光の作法に従った方がよいのではないかと心の中で思っていた。この祿は勅祿ではなく、相府（道長）が準備した祿である（から取って列が必要はないかもしれない）。内大臣公季は結局、右大臣顕光にならって祿を取らずに並び、以下の諸卿もそれにならった。そもそも、御前においていただいた祿であるから、やはり取って列立しても非難されるほどのことではないだろう。次に閹司の奏があり、終わって少納言が鈴の奏を行った。勅答はあったのだろうか。御輿を後ずさりさせて寢殿に着けた。鳳輿の御輿を用いたのは、三条天皇が初めて内裏に入御するためであろうか。やがて西中門（二月華門）を通って出発する頃、内大臣藤原公季が大舍人を呼び寄せ（て御輿の御綱を張らせるよう命じ）た。御輿は東三条院（の西門）を出て二条大宮・待賢門を経て、建礼門外で神祇官が御麻を献じ（天皇の身体を清め）た。行幸の到着予定時刻は西の二剋（午後五時半頃）であったが、御輿に乗り始めたのが西の二剋（午後五時）（午後五時半頃）、内裏到着が西の終わり（午後七時頃）であっただろうか。この間に日が暮れてしまい、しばらくの間御輿を承明門外に留め、黄牛二頭を門外に牽き立てた。左右馬寮の史生が黄牛を牽いた。吉平は

建礼門の壇上で北を向き、中門呪を読み内裏へ直入した。次に黄牛を引き入れ、御輿を南殿に進め寄せた。この時、黄牛を南階の東西に繋いでいたが、南の方向に退去させた。先例通りに鈴奏が行われ、行幸に供奉した公卿たちが列立して点呼（名対面）を受けた。今日、左大臣道長は公卿の列に加わらず、蒔絵の剣を帯して牛車に乗って行幸のあとに従った。今日が故一条院の四十九日であるため、心に思うところがあつたのだろうか。先日、行幸の列には加わらず車で行くと言っていた。名対面が終わって公卿たちは清涼殿に参上し、暫く殿上の間にいた。左大臣道長も天皇御座所から出て殿上の間にやって来た。

〔注釈〕

(63) 安倍吉平（九五四〜一〇二六）（三一―87）

陰陽家。従四位下大膳大夫陰陽師晴明男。父の盛名には及ばなかったが、寛弘年間より万寿年間（一〇〇四〜二七）に至るまで、賀茂光榮・守道らと並び陰陽道の大家の一人であった。宮廷・権門貴紳の祓、占いなどに際しては、事あるごとに召し出され、時の為政者左大臣藤原道長もしばしば彼を召し、寛仁二年（一〇一八）には「月来間眼不明」となった際には終日祓を行ったが、「而未明」と道長は嗟嘆している。更に内裏内の祓を行うなど、天皇・貴紳の信仰を得ていたことが知られる。

(64) 反閑

陰陽道の呪法の一。大・中・小の作法があり、小反閑の作法は、笏などを持ち、竜樹菩薩や伏羲・玉女等を勧請し、五蔵の気を観じ、天門呪・地戸呪・玉女呪・刀禁呪・四縦五横呪を誦し、遁甲の九星に謹請しながら禹歩うまふを行い、反閑呪を唱える。その際、貴人も追歩する。主に行・移徙の際に行い、天皇・中宮・東宮は本所外の行幸・行啓に必ず行すが、上皇・女院は初度の御幸など、臣下は公事性の強い拝賀

・着座や、国司・追討使・推問使の出門など限定的。齋宮・齋院や祭使は普通行わない。移徙法の反閑は、当初の鎮法の上に十世紀後半新加、常の反閑呪と異なる大・中の門呪と堂前・堂上呪の四種がある。

(65) 闔司奏

官人が内裏など天皇の居所の門（闔門）に入る際、闔司（後宮十二司の一、宮城諸門の鍵の保管と出納を職掌とする）が天皇の許可を取り次ぐこと。宮を守護する大舍人が門外で闔司に呼びかける叫門をしたのち、用件と門に入る官人の名を告げると、闔司がこれを天皇に奏上し、勅許を門外に伝える。内裏が政治の場として公卿以下の男官にも開放されはじめた九世紀には、諸官人が日常的に内裏に出入りするようになって、闔司奏は伝統的な儀式にのみ残り、一〇世紀以降には闔司の実質的な機能は失われた。

(66) 少納言奏（鈴奏）

行幸の前駆に鳴らす鈴の下賜を請い、また還御のときに返上する奏上。少納言がその任に当たった。『延喜主鈴式』に、行幸の際には主鈴と少納言が内印・駅鈴・伝符を持って供奉する規定がある。『内裏儀式』によると、少納言は申請の際には「御共爾持仕奉牽鈴賜」、返還の際には「御共爾持仕奉礼流鈴進」と奏上する。『北山抄』九によると、少納言が遅参の時は少将が鈴奏を行う。

(67) 『西宮記』（臨時六、少納言事、行幸之時鈴奏事）によれば、少納言が「御供持仕（末ツルヘキ）給（ツツ）給（ハルト）申（ス）」と奏上し、天皇から「取（礼）」との勅答があつて少納言は稱唯、主鈴を呼んで鈴を出し、輿の前に立った。

(68) 鳳輿（鳳輦）

方形の床の四隅に柱を立て、鴨居をめぐらして屋根を載せ、その頂上に金色の鳳凰を据える。即位・大嘗会御禊・朝覲など、重要な儀式の際に天皇が用いる。諸社の行幸や常の行幸など、やや軽い晴義の際に

天皇が用いたのは、屋根の頂上に金色の葱の花の形をした飾りをつけた葱花輦そうかかんであった。実資は行幸にどちらの御輿を用いるのかについて、「節会行幸及元三日内行幸」（長和五年五月十日条）には鳳輦を用い、「自余不供」（長保元年三月十六日条）との認識を明確にもっていたが、鳳輦は本日条と同様のケースでしばしば用いられ、実資は「近代不被尋旧例、只供鳳輦耳」（寛仁二年十月二十二日条）と当時のあり方を歎いていた。

(69) 御麻（幣）（二一八八）

神祇に祈願をするときや、祓の料に用いられたもので、木綿・麻から広く紙・絹布・衣服・玉・平氣・錢貨等の類をも含めての称。

(70) 黄牛

飴色の毛の牛。特に土公・土氣を厭ずるために用いられる。移徙法では延暦十三年（七九四）の平安遷都の際一〇頭引かれ、その後二頭、三日間繫立の儀が定着。陰陽道祭でも移徙の前に行う大土公祭・玉相祭・大歳八神祭で引き出される。

(71) 名対面

内裏における宿侍者などの点呼の一方法。各人をして姓名を唱えさせるもので、名謁みやうえともいい、滝口の武士の場合は問籍もんしやくともいった。

『西宮記』九や『河海抄』によると、殿上侍臣の名対面は延喜元年（九〇一）ごろから始まったといい、亥の一刻（午後九時ごろ）近衛の宿奏の後に行うという。また滝口の間籍は清涼殿東庭の滝口に参候して行われたが、のちには皇居の北陣、御湯殿の北、殿上の口に順次参候して申し、公事のある時は行わないとしている（『禁秘抄』）。名対面は行幸後や讓位後の新帝の御所、あるいは御幸の際の上皇御所などでも行われた。

(72) 蒔絵

漆工芸の加飾法の一。紙に描いた図を漆面に転写し、その上を絵漆で

描いて乾かないうちに金銀粉等を付着させる。平安時代以降盛んに行われ、調度・武具また建造物にも施された事が知られる。『西宮記』（臨時三、劔）には「螺鈿劔」を用いる場合として「東宮尋常事、公卿二宮大饗・行幸・列見・定考時、凡隨便着之」を挙げており、行幸時には通常、螺鈿劔を身につけたことがわかる。『小右記』長和二年八月一日条には、相撲拔出に参入した諸卿が「無文帯・蒔絵劔」を着用していたのに対し、「左府子姪」は「有文帯・螺鈿劔」を着用し、実資は「背古伝」と批評している。但し、道長子息が相撲両日にわたり上述の着装であったのことに「疎遠之人不可論也」とも記している。この年の六月に村上天皇第九皇子の昭平親王が薨去していることを考慮して、装飾を螺鈿ではなく蒔絵としたと考えられる。本日条で道長が螺鈿ではなく蒔絵の劔を着用したことには、一条天皇の四十九日内だったことに理由があり、実資も特筆したものと思われる。

(73) 七七日

死亡の日から四九日目の日。また、その日の法要。人が死んで四九日の中有の期間が過ぎると、次の生が決定するという。なななぬか。四十九日。七七忌。七七。斎七。

(74) 先日有此儀

『小右記』七月六日条。道長が実資に、「行幸参入の可否等について相談した際に、「彼行幸日不可騎馬扈從、乗車取別道可参入者」としていた。

十一日条④ 【門司】

【読み下し】

諸卿を相引きいて先ず宜陽殿に着す。又侍從つひを召して着す。侍從多く座に候う。侍從西の座に分かれ着す。然るべからざるの由を仰す。上官じょう次いで西の座に着す。一献は権左中弁（藤原）経通。大臣三人連座つらす。三人

乍ら続瓶子⁽⁷⁵⁾を取るべし。而るに只、左大臣に続瓶子を取る。失なり。次いで少納言貞亮⁽⁷⁶⁾、又同じくす。共に固実を知らざるか。対座の時、次酌を取らず。但し連座の時はこれを取るが例なり。二献了りて汁物を居う。箸を下ろし了りて左仗に移り着す。左大臣、右大弁⁽⁷⁷⁾を以て文を奏す。即ち下し給う。吉日に依り吉書⁽⁷⁸⁾を奏すか。その後、諸卿雲上に参上す。数刻を経て御前に召し(円座を敷く)、衝重を給う。一両巡の後基手⁽⁷⁹⁾を召す(紙⁽⁸⁰⁾)。先ず御料を供す(折敷⁽⁸¹⁾に盛り、高器⁽⁸²⁾に居う。経通之を取り御前に立つ)。次いで臣下、次いで小燈台⁽⁸³⁾を以て更に御前に立つ。円座一枚を以て筒と采⁽⁸⁴⁾を召す。次いで諸卿進み候いて擲采⁽⁸⁵⁾の戯あり(聚攤⁽⁸⁶⁾なり)。主上同じく打たしめ給うなり。御料の紙、左大臣之を取る。臣献ずる所の聚攤の紙の上に加え置く。深更により諸卿退下す(子の刻許りか。而るに亥の一刻を奏す⁽⁸⁷⁾)。或いは云わく、名対面の事に依り子の刻を奏さしめず⁽⁸⁸⁾、と云々)。今日、朝の間晴雲無し。午未の刻に及び頗る陰氣有りて蒸し熱し。晩に臨み天気清朗なり。又、夜に及びて満月光明なり。感応⁽⁸⁹⁾有るか。

〔現代語訳〕

道長は諸卿を率いてまず宜陽殿に着座した。侍従を召して同じく着座させた。侍従が多く饗宴の座に来たので、二つに分かれて西側の座にも座ったところ、道長はそれは良くないと言って西の座には座らせなかった。侍従が座ったあと太政官の弁・史・外記ら上官が西の座に座った。一献は権左中弁藤原経通が行った。大臣三人(道長・顕光・公季)は連座していた。そのため経通は三人いっしょに次々に瓶子で酒を注がなければならぬのに、ただ左大臣の盃にだけ瓶子で注いでしまった。経通の勸盃作法は間違いだ。続く二献の少納言源貞亮もまた、経通と同じ間違いを犯した。二人とも故実を知らないのだろうか。対座の時は続けて勸盃しないが、連座の時はするのが例なのだ。二献が終わると汁物が出

された。饗が終わって箸を置いて陣座に移り着座した。左大臣道長は右大弁源道方に文書を奏上させた。すぐに宣旨が下された。今日は吉日なので吉書を奏上したのであろうか。その後に諸卿は殿上の間に参上した。数時間後に天皇の御前の座(円座が敷いてあった)に召され、衝重を給わった。杯が一・二巡したところで公卿たちから賭けの品物(紙)を集めた。最初に三条天皇の賭物が置かれた。天皇の賭物は折敷に盛っており、高器が置いてあった。経通が持つて御前に立てた。続いて臣下の賭物が置かれた。次に小燈台を御前に立て、円座一枚の上に賭けに使う筒と采を取り寄せた。諸卿が御前近くに進み集まり、擲采の戯が行われた。聚攤である。三条天皇も同様に聚攤をなさった。左大臣道長が三条天皇の賭物を取り、諸卿が賭けた聚攤紙と一緒に置いた。夜も更けたので諸卿は退出した。子の刻(午前零時)くらいだったのだろうか。しかし、時奏内豎は亥の一刻(午後十時ごろ)だと奏した。名対面の都合によって子の刻と奏したのではないかと誰かが言っていたらしい。今日は朝の間は雲ひとつない青天であり、午未の刻(午前十一〜午後三時)はどんより曇って蒸し暑かった。日が暮れると天気は晴れ渡り、夜になると満月が明るく輝いていた。天もまた内裏遷御を喜んでいるのだろうか。

〔注釈〕

(75) 侍従

天皇の側近に侍して身辺の世話を行うことを職掌とする。官位相当は従五位下、定員は八人、うち三人は少納言の兼任。諸王や公卿の子弟などが多く任ぜられたが、藏人所の設置などにより次第に職務の実質を失い、平安中期以降は名門子弟の叙爵後初任の官職とされ、また公卿の名譽職的な兼官も多くなった。

(76) 上官

弁・少納言・外記・史・史生・官掌・召使・使部。

(77) 連座・対座

長和四年九月二十日に三条天皇が枇杷殿より新造内裏へ遷御した際に行われた宜陽殿饗では、左右大臣が統酌を執つたのに対し内大臣が統酌を執らず、実資と公任は統酌を執るように促し、本日条と同様に「大臣連座時執統酌常事也」（『小右記』）との見解を示している。『西宮記』（臨時四、令行節会等飲酒事）にも「左右大臣共連座之處、献盃、弁・少納言可取次酌、（対座時不取、可依便宜、四位不取納言繼酌）」とあり、実資の見識の深さをうかがうことができる。

(78) 続瓶子

空になった瓶子（酒を入れて杯に注ぐ容器）に新しく酒を満たすこと。また、その瓶子を持って、酒をついで回ること。

(79) 源貞亮

生没年未詳。光孝源氏。播磨守国盛男。母は式部大輔国元女。室に参議源経頼女があり、公盛を儲ける。また女に藤原行経室となり、伊房を儲けた女性や、源经信室となり基綱・俊頼を儲けた女性がいた。少納言、淡路守、土佐守等を歴任。極位は従四位上。

(80) 吉書

物事の始めにあたって見る儀礼的文書。新たな地位・立場で執る政務を儀礼化し、凶を避けるためのもの。年始・改元・代替わりなどに際し、天皇に吉書を奏聞する吉書奏から、個人の任官、除服等に付随して行われるものまでさまざまなレベルがある。

(81) 碁手

囲碁で、勝者に与えられる景品。囲碁の勝負に供せられる賭け物。碁手物。

(82) 紙

麻や楮が原料であったが、奈良時代から平安時代に移るころに雁皮の繊維も使用し、これから流し漉き法という技法を工夫して日本独特の

和紙を製造することに成功した。これは、黄蜀葵（とうろあむい）などの植物粘液を応

用して楮などの繊維を少なく使用して、薄くても丈夫で美しい良質の紙を得る方法である。その技術は平安京の図書寮付属の紙屋院で活用され、見事な紙をふんだんに生産し、王朝貴族はこれに詩歌や文章を書き、平安文化を多彩なものとした。その紙は「紙屋紙」の名で呼ばれ、舶来の唐紙よりも良質とされて唐へも輸出された。各種の色調の染紙（色紙）を材料として、切り継ぎ、破り継ぎ、重ね継ぎなどの方法で「継ぎ紙」を作り、これに金銀の切箔、ちぎり箔、砂子、野毛などを散らし、絢爛豪華な料紙も製作され、これらを用いた荘厳経・絵巻物等も流行した。

(83) 折敷

周囲に縁がめぐる四角形の盆で、食器や神饌を載せる飲食具の一。比較的略儀の場に多く用いられた。種類も多く、四角形の平折敷に四隅の角を切った角切折敷、足を付けた足打折敷、深さのある縁高折敷などがあり、漆塗や胡粉の絵を施すこともある。

(84) 高器（高坏）

一脚の付いた、食物を盛るための器。方形または円形の坏部に円錐状の脚が付けられる。饗宴の席には欠かせないものであった。

(85) 灯台

油用灯火具の一種。当初は結灯台と呼ばれる、三本の木を組み合わせた上に油皿を載せる単純な形式のものであったが、のち脚を一本とし、安定させるために台座が付けられる形式も用いられるようになった。平安時代の灯台の種類としては先の結灯台のほか、高灯台、切灯台が知られる。『殿暦』天仁元年八月二十一日条には、天皇・皇后の内裏遷御の後に行われた攤で「切灯台」を立てていることから、高灯台に対し低い灯台（高さ約一尺五寸から三尺）である切灯台を指すと思われる。

(86) 采

すごろく、ばくちなどに用いる道具。角、象牙、木材などでつくられた小形の立方体で、その六面に、一から六までの目をきざんだもの。

(87) 擲(攤)

二個の采を采筒に入れ、振り出して出た采の目の優劣を競う遊戯。古来双六盤の遊戯に采を用いたが、双六を離れ、采の目だけで勝負を競うようになったものである。攤を行うことを「だうつ」という。平安時代、庚申の夜や産養の夜の集いなどのつれづれに行われた例が日記類に見える。賭物を争う風があり、平安時代以後広く行われ、博奕の手段として一般化した。

(88) 聚攤

大勢で同時に行う攤を指すか。

(89) 時奏ときのみせう

宮中で行われた報時の一方式。『職員令義解』の規定によれば、陰陽寮に所属する漏刻博士二名と守辰丁が漏刻を管理し、一日十二時の各時に鼓を打つて時を知らせ、また一刻ごとに鐘を撞いた。宮中では内豎が分番して、各時各刻ごとに時を奏した。時奏の内豎は午の時に時を奏した者は子の時、未の時に時を奏した者は丑の時というように昼夜各一時ずつを分担した。また内豎が時奏を怠った時には厳しい罰則が定められていた。『侍中群要』には、亥の一刻から子の一刻までは左近衛夜行人が時を奏し、丑の一刻から寅の四刻までは右近衛夜行人が時を奏することが記されており、九世紀後半には警衛の者によつて夜間の時奏が行われていたことがわかる。

(90) 名対面と時刻

『西宮記』(臨時六、侍中事)に「亥一刻、侍臣名対面事」とあるように、名対面の時刻は亥一刻(午後九時頃)に決まっていた。本来の時刻が子刻(午後十一時〜午前一時)であっても、名対面の時刻に合わ

せるために時刻をずらして時奏を行ったようである。

(91) 感応

人に対する仏の働きかけと、それを受け止める人の心。また、信心が神仏に通じること。

十一日条⑤ 【包】

〔読み下し〕

子の時、御竈神¹² 渡し給う。左衛門督頼通、歩行し相従う¹³、と云々。勅使¹⁴ 其事に従う、と云々。同剋、恐所¹⁵ 内侍所¹⁶ に移し奉る、と云々。時刻聞かず。尋ね記すべし。今日行幸に供奉するの諸卿、左大臣(但し諸卿に列立せず。又騎馬せず。乗車し伺候す。・右大臣、内大臣、大納言道綱¹⁷・余・公任・中納言頼通・隆家・時光、参議懷平・経房¹⁸・実成、三位二人(教通・頼宗)。今日故院の七々御法事、本院に於いて行わる。院に候うの卿相許り預り参る、と云々。大納言齊信、中納言俊賢・行成¹⁹・忠輔²⁰、参議兼隆²¹・頼定等か。大藏卿²² 正光、御骸骨を動かし奉るに依り参院せず²³、と云々。今夜、一品親王²⁴ 院より中納言隆家に渡り給う²⁵、と云々。但し男一品の宮²⁶ 遷り給わず、と云々。一品の宮を他処せしむるの事、左府の気色不快、と云々。忽ち他所に渡り給わば事有るの故、と云々。藤中納言密語するのみ。今日、左大臣領の二条の家²⁷ を永く男一品に献ず、と云々。是藤中納言の談ずる所なり。由緒を知らず。若しくは御領の家²⁸ 無きに依るか。如何。藤中納言云わく、一条院を以て東宮御領と為すべきか、仍つて殊に此の事有るか、還りて謀略に似たり、てへり。資平云わく、頼光朝臣²⁹ 魚袋³⁰ を佩き参入す。諸人属目³¹ す。頭馬頭指示し、閑処に於いて之を解く、と云々。

〔現代語訳〕

子の時(深夜十二時頃)御竈神をお遷しした。権中納言藤原頼通が歩

行して竈神の遷御につき従ったとのことだ。勅使が遷御のことは行ったとのことだ。同時刻に賢所（神鏡）も内侍所に移し奉ったとのこと。時刻を聞かなかつたので、尋ねて記しておかなければ。今日の行幸に供奉した諸卿は、左大臣道長（但し彼は諸卿とともに列立しなかつたし、騎馬せず乗車して行幸に付き従った）・右大臣顕光・内大臣公季、大納言道綱と私実資、中納言頼通・隆家・時光、参議懷平・経房・実成、三位の二人（藤原教通・藤原頼宗）などである。今日は故一条院の四十九日の法要が一条院で行われた。一条院に仕えた公卿だけが参会したという。大納言齊信、中納言俊賢・行成・忠輔、参議兼隆・頼定といったところだろうか。参議藤原正光は（葬送の際に）一条院の骸骨を首にかけて移動させたため、今日は法事に参加しなかつたようだ。今夜、脩子内親王が一条院から叔父の中納言隆家の家に移られるらしい。但し敦康親王は遷御なさらないようだ。敦康親王が他所に移る事を道長は嫌がつているとのこと。急に他所に移られると悪いことがあるのではないかという理由なのだ。これは中納言隆家が私に密かに言ったことだ。今日左大臣は自分の領有する二条の家を敦康親王に献上したという。これも中納言隆家が語ったところである。献上した理由はわからないが、もしかすると敦康親王が領有する家がないからであろうか。隆家は「道長は）一条院を東宮敦成親王の御領にしたいとお考えではないだろうか。だから特別に敦康親王に二条の家を献上するのではないか。かえって謀略のようだ」と話していた。資平は「今日、源頼光が魚袋を身につけて参入したので、みなに注目されました。頭馬頭藤原通任が指示して人がいない所ではずさせました」と言っていた。

〔注釈〕

(92) 竈神

生活空間に設けられる火所のうち、主として竈に関わるとされる神。

平安時代、宮中では大膳職・大炊寮・内膳司等に大八嶋竈神以下の竈神が祀られている。このうち内膳司に鎮座する忌火・庭火・平野の三神、殊に前二者は天皇の日常の御膳や神事の際の御膳に関わる神として神聖視されるようになり、平安中期ごろから天皇遷座の際は賢所とともに奉遷されるようになった。これらの場合、竈神は竈そのものではなく、そこで用いられる釜や銚に宿っていると考えられたようである。

(93) 『西宮記』（臨時一「内膳御竈奉遷他所事」）には「納言一人・弁・外記・史以下、步行供奉」とある。步行で竈神の遷御に供奉した藤原頼通は本日条段階で権中納言であり、『西宮記』の規定に一致する。

(94) 勅使

『西宮記』（臨時一「内侍所御神奉遷御他所事」）には、「勅使、少将（或用五位藏人云々）、左右将監、近衛両三人」と見え、神鏡遷御の勅使が竈神遷御にも供奉したか。

(95) 恐所（神鏡）

平安宮廷では、三種神器の一つとして天皇が奉持していた八咫鏡やたのかぐみをさすことが多い。宝鏡ともいい、また内侍所あるいは賢所とも呼ばれていた。内侍が奉仕していたからである。この神鏡のみは他の二器とは違つて特別扱いされ、天皇の御座とは離れた宮中の温明殿内の齋唐櫃いみからびつの中に納められていた。積極的な年中行事的祭祀として、毎月一日に内侍たちが奉仕する例供や、十二月吉日を選んで天皇の臨御を仰ぐ内侍所御神楽などがあるが、これらは平安中期になって成立したもので、祭祀成立の動機になったものは、天徳四年（九六〇）以後、何度も起きた内裏火災と神鏡の損壊であろう。寛弘元年（一〇〇四）の時は神鏡は損壊を免れたが、同二年及び長久元年（一〇四〇）の焼亡の時は、原形をとどめないほど大きく損壊した。寛弘の時などは、一時改鑄の論議も出たが実現せず、焼け残りの残片を唐櫃に納めている。それ以

後は、神鏡は実際の踐祚・即位の大儀に用いることはなくなつたようである。

(96) 内侍所

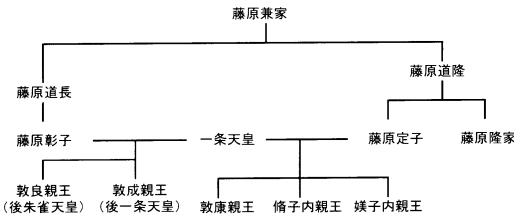
平安時代に成立する「所」の一。尚侍以下の女性職員が所属した後宮の機関。三種の神器の一つである神鏡は、令制においては蔵司に納められるべきものと定められていたが、平安前期までに蔵司の職掌の大部分が内侍所に吸収されたため、内侍所に置かれるようになった。内侍所は平安中期には温明殿に置かれ、ここには内侍のほか主殿や掃部の女官も候した。

(97) 参議藤原正光は、一条天皇の葬送に骸骨を首にかけて移動し、『小右記』七月九日条)、後に円成寺に納骨所を作り遺骨を安置した際にも骸骨に沿って供奉した(『小右記』七月二十日条)。この場合、参議正光は死穢(改葬)に触れたことになり、七月二十日から数えて三十日間は無穢を忌むことになる(『北山抄』巻第四、拾遺雑抄下、雑穢事)ため人々が参集する場には参入できない。なお、一条院で行われた四十九日の法要については『権記』に詳しい。

(98) 脩子内親王(九九六〜一〇四九)(五一—124)

一条天皇第一皇女。母は皇后藤原定子(関白道隆女)。同母弟妹に敦康親王・媛子内親王がいた。長徳二年十二月十六日誕生。翌年十二月内親王宣下。寛弘二年(一〇〇五)着裳。即日三品に叙される。翌年正月二品に叙され、更に翌四年正月には一品に叙され、年官年爵を賜り、三宮に准ぜられ、また本封のほか一〇〇〇戸を加えられる。隆家は伯父(下記系図参照)。

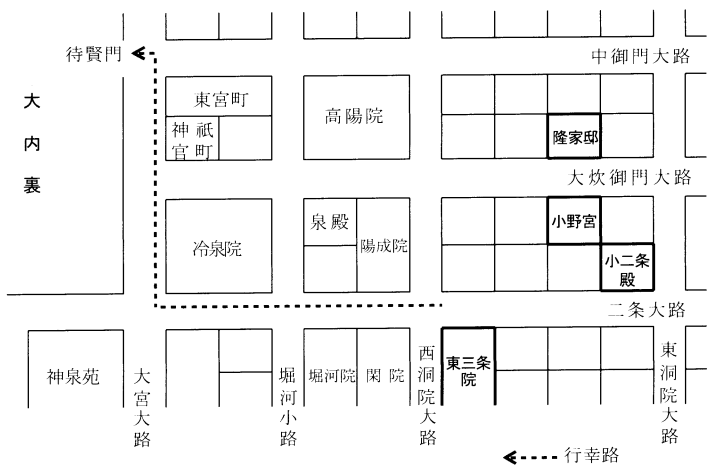
(99) 藤原隆家(九七九〜一〇四四)



関白道隆男。母は高階成忠女の典侍貴子。長徳元年(九九五)十七歳で従三位中納言に任ぜられたが、同二年、花山院闘乱事件により但馬国に配流。同四年、東三条院詮子の病による恩赦に浴し帰京、兵部卿に任ぜられ、寛弘六年(一〇〇九)中納言に更任。第宅は、左京二条三坊十町の大炊御門第。実資の小野宮第の北隣に当たり、後には実資がこの地を買収して「小野宮北宅」として整備し、養子の資平を住まわせていた(『平安京提要』)。

(100) 敦康親王(九九九〜一〇一八)(四—129・五—124)

一条天皇第一皇子。母は皇后藤原定子(関白道隆女)。長保元年十一月、前但馬守平生昌の三条第において誕生。翌二年二月牛車の宣旨を賜り、同年四月親王となるが、十二月、母定子が薨去したため、叔母御匣殿(道隆の四女)が後見することとなった。しかし彼女も二年後に死去して、中宮藤原彰子が後見することとなり、事実上藤原道長の庇護下に入る事となった。但し、寛弘五年(一〇〇八)道長の外孫敦成親



王（のちの後一条天皇）が誕生するや、敦康は据え置かれる形となった。同七年七月元服。三品に叙され、大宰帥に任ぜられる。寛仁二年十二月十七日に至り薨去。時に二十歳、一品式部卿であった。

(101) 二条家

藤原道長の邸宅で、のちの小二条殿か。左京二条三坊十三町に所在。一〇世紀後半、この地には参議修理大夫源惟正の邸宅があった。この邸宅は彼の娘を経て、その夫である右大臣藤原実資に伝えられた。実資は惟正娘との間に生まれた娘にこの二条第を相続させるつもりであったが、彼女は幼くして死んでしまった。そこで実資は、二条第を非参議源清延に五〇〇〇石で売却し、その費用で本邸の小野宮の造営を行った。やがてこの地の所有権は播磨守源相方（『小右記』長徳二年七月二〇日条）や讃岐前司源奉職（『権記』長保元年八月二九日条）の手に移り、実際は道長の邸宅として使われるようになる。道長は寛仁元年（一〇一七）にここに豪壮な邸宅を建造し、これが二条殿または小二条殿と呼ばれた。

(102) 敦康親王母である藤原定子が親王を出産し里第として使用した平生昌宅は、長保二年の定子崩御後、脩子内親王に献じられ、長和二年に内親王が新造の竹参上宮に入っている。

(103) 源頼光（九四八〜一〇二二）

清和源氏。満仲の嫡男。春宮坊への出仕は二〇年余に及び（東宮は居貞親王）、大進から権亮に昇叙、内蔵頭にもなった。一方で備前・但馬・美濃・伊予等の国守の歴任が日記類で確認でき、うち美濃守は二度に及んだ。これら受領の経験によって得た財力を以て摂関家への追従に励んだ。一条天皇の時に内昇殿を聴され、三条上皇の院別当にもなった。

(104) 魚袋

隨身符を盛る袋。のち、隨身符そのものをいうようになる。奈良時代

にわが国に伝わり、これを持って宮門を出入りしたが、平安時代に入ると、大儀（朝賀・大嘗会等）、中儀（節会・新嘗祭等）に列する際、左腰の飾太刀に対し、右腰につるす飾りとなった。紺または紫の組紐が付いていて、石帯の第一第二の石の間につるした。『西宮記』（臨時五、行幸、京内）によれば、「元正、幸太上皇及母后宮者、王卿着魚袋」とあり、長徳元年正月二日の行幸の際には「今日諸卿佩魚袋、（除衛府之外皆佩魚袋、二宮大饗也、或文云、又三箇日行幸着魚袋者）」（『小右記』）と見え、正月三箇日以外の京内の行幸には魚袋を着けない慣例があったことがわかる。本日条と同様の事例としては、長和二年九月十六日の土御門第行幸に、藤原定頼が魚袋を着けていた事に対して、資平が実資に報告し、実資から定頼父公任に伝えて公任が魚袋を解かせたが、雲上人の嘲弄は甚だしかったというものがある（『小右記』）。

(105) 属目

目を向けること。

十二日条 【包】

【読み下し】

十二日、癸丑。申剋許り参内す。左大臣・内大臣、大納言道綱・公任、中納言頼通・隆家、参議懐平・実成、三位中将二人（教通・頼宗）、乗燭後諸卿を御前に召し衝重を給う。頭通任勸盃、統酌を取る。失なり。御前此の事無きなり。碁手等を置く事昨日の如し。御前に進み聚攤を打つ。聖上擲采し給う。同時事了んぬ。迺ち退出す。戌刻。

【現代語訳】

十二日、癸丑。私実資は申剋（午後四時頃）に参内した。左大臣道長・内大臣公季、大納言道綱・公任、中納言頼通・隆家、参議懐平・実成、

三位中将の教通・頼宗の二人も参内していた。日が暮れて、三条天皇は諸卿を御前に召し、衝重を給わった。蔵人頭の通任が杯を勧め継酌をした。これは間違いだ。御前の勅盃では継酌はしないものである。昨日と同様に賭け物などを置いて準備をした。御前に進んで聚攤を打った。天皇が最後に賽をふられて、それと同時に打攤は終わった。私はそれからすぐに退出した。退出時刻は戌刻（午後十時頃）だった。

十三日条 【奥】

【読み下し】

十三日、甲寅。黄昏参内す。参着するの間、已に以て秉燭す。即ち諸卿を召し衝重を給うこと兩日の如し。亦、御前に進み候い聚攤を打ち候う。打たしめ給うこと兩日の如し。右相府気色を候うに依る也。戌の刻、諸卿退出す。参入の卿相、左大臣・右大臣・内大臣・大納言道綱・公任、中納言隆家・頼通・時光、参議懷平、実成。

【現代語訳】

十三日、甲寅。私は黄昏に参内した。内裏に到着した時にはすでに日が暮れていた。一昨日・昨日と同様、天皇はすぐに諸卿を召して衝重を給わった。また、諸卿は天皇の御前に近寄って聚攤を打った。天皇も一昨日・昨日と同様に打たれた。天皇の聚攤を打ちたような様子を、右大臣が察知したからである。戌の刻（午後十時頃）に諸卿は退出した。今日参入した卿相は、左大臣・右大臣・内大臣・大納言道綱（私実資）・公任、中納言隆家・頼通・時光、参議懷平・実成であった。

十五日条 【奥】

【読み下し】

十五日、丙辰。今明物忌196なり。八幡宮197に奉幣す。召使198申して云わ

く、今日陣定199有るべし、参入すべし。是左大臣催さるなり、てへり。物忌により参入せず。所労有るの由を答う。大外記敦頼200申し送りて云わく、今朝左大臣召し仰せられて云わく、今日定め申すべきの事有り。諸卿を催し申せしむべし。但し下官ならびに皇太后宮大夫必ず参入すべきの由、別に催し申せしめよ、てへり。件の定、御即位201・大嘗会202の雑事等、と云々。入夜頭馬頭来たりて雑事を語るの次いでに云わく、今日右大臣伊勢奉幣203の日を定め申す（今月廿七日、てへり）。資平内より告げ送りて云わく、今日参らざるの事左府の気色不快、てへり。又入夜告げ送りて云わく、大嘗会検校204、下官・左衛門督（頼通）・左兵衛督（実成）。

【現代語訳】

十五日、丙辰。今日明日は物忌である。私は今日の石清水放生会に参内できないので、石清水八幡宮に私幣を奉った。（外記の命を受けて）召使がやってきて、「今日陣定が開催されますので参入してください。これは左大臣道長殿がご指名で催されたものです」と連絡してきたが、私は物忌で参入できないので、体調不良で行けない旨を答えた。すると大外記菅野敦頼から「今朝、左大臣道長が私（敦頼）を召して『今日定め申さねばならないことがあるから諸卿を招集しなさい。ただしあなた様（実資）と権大納言公任には必ず参入するように、特別に呼び出しなさい』と命じられたのです」と連絡があった。定めの議題は三条天皇の御即位・大嘗会の雑事に関するとのことだ。夜になって蔵人頭・右馬頭の藤原通任がやってきた。大嘗会のことなどについて色々話すついでに、今日右大臣頭光が上卿として伊勢奉幣の日時を今月二十七日に定め申したと話した。資平は「私（実資）が今日参入しなかったことに、左大臣道長は不快な様子を示していました」と内裏から告げてきた。また資平は夜にも、大嘗会検校は、私（実資）・権中納言頼通・参議実成に決定したこ

とを連絡してきた。

〔注釈〕

(106) 物忌（三―七五・五一―104）

「物忌」と書いた札を用いる謹慎行為。曆に注され、毎月（節切）陰陽師の書き進める物忌簡を陣・門に立て、当日閉門して外来者を禁じ、必要な者は夜前に参籠させる。また廉などに蔵人所出納の書いた物忌札を付け、自身も冠や袖に柳の木で作った物忌札を付ける。物忌軽く一部開門の際は繩を懸ける。

(107) 石清水八幡宮

山城国綴喜郡、現在の京都府八幡市男山峰に鎮座。石清水八幡宮寺とも。貞観元年大和国大安寺の大法師行教（俗姓紀氏）の奏請によつて、豊前国宇佐八幡宮から八幡神を勧請することとし、木工寮権允橘良基に勅して、宇佐の本宮に准じ六宇の神殿を建立させ、翌二年四月勧請、鎮護国家の神とした。同七年四月には楯・杵・鞍を奉納し、十一年十二月には幣帛を奉り、告文を捧げて新羅寇賊平定を祈らせた。天慶三年（九四〇）封戸二五畑が奉られ、同五年四月賊徒平定の奉賽のため神宝・歌舞を奉納して臨時祭を行い、天禄二年（九七一）より三月午日の臨時祭がほぼ例となった。放生会は宇佐宮に倣い、貞観五年より毎年八月十五日に行われ、天延二年（九七四）より当日雅楽寮に仰せて諸節会に准じて奏楽され、延久二年（一〇七〇）よりその神幸は行幸の儀に准じて行われることとなった。創建以来、天皇即位の際には必ず奉幣され、異変にあたつても必ず勅使祈願があり、更に天皇も清涼殿で拝した。本日条で実資が石清水八幡宮に奉幣したのは放生会のためである。

(108) 召使

宮中・太政官で雑用に当たつた微官。太政官召使の定員は一〇人で、

式部省が散位・年三十九以下の容儀ある者を探り、毎月五人ずつ上下二番に分かれて勤務した。その職務は、儀式の際、上卿の宣を受け諸官を召したり、公卿のもとに遣わされ外記の伝達事項を申し、陣定のための参内を催すなど多様であった。

(109) 陣定

平安中期に始まつた朝廷の政務執行の一形式。太政官を中心とする政務は、諸司や諸国・諸人からの申請事項の実務処理が、担当部局及び議政官の審議と、最終的には天皇の決裁を経て政策に具体化されるのが通例の手続きである。このうち、審議に関しては令制の議政官會議があるが、これがのちに中納言や参議をも構成員とする公卿會議（定）と呼ばれ、更に陣座（伏座）を国政審議の場とするようになったのが陣定である。全体の手順は、天皇の命を受けた上卿が事前に見任の公卿を召集し、当日の参会者は示された議題について申文・調度文書や先例などの関係文書を回覧したのち、席次の低い者から（旧例では上席者から）順番に所見を述べて「定申」し、諸卿の発言内容を参議（大弁の兼任が原則）が書き留めて定文を作成することになつてきた。その際、見解の妥当性は争われても議決することはなく、諸卿の見解を並記した定文を上卿が蔵人頭に付して（軽事は口頭で）上奏し、天皇または撰関の最終的な判断を仰いだのである。従つて陣定はあくまでも審議の域を出なかつたが、議事の内容は、神事・仏事をはじめとする諸節会や即位・大嘗会・大葬・改元など、朝廷における恒例・臨時の儀式関係及び対外問題、叙位・任官・除目など官人の人事事項、受領功過・諸国申請雑事等の地方行政事項のほか、叛乱や犯罪に対する軍事・警察事項等を含み、文字どおり行政・司法・立法の全般にわたる大小さまざまな公事が議題となつて合議されたのである。諸卿による論議の根拠としては、先例の占める比率が大きく、弁官・外記があらかじめ準備した旧例文書や太政官文殿の勘文などが

「つぎのみ統文」として供され、時には諸道、特に明法勘文が徴されることもあった。それゆえ、陣定は、令制の太政官機構が簡略化、形式化するにつれて政務執行の中心に位置し、平安後半期において朝政全般にわたる最高の審議機関であったと評価できよう。

(110) 菅野敦頼 (三—72・四—126・五—101)

生没年未詳。内膳典膳、筑後守、大外記、大膳大夫、淡路守を歴任。一方、藤原実資家家人として、大外記在任中は叙位の清書を密見させ、除目を注送するなどして実資の信頼を集め、「親昵家人」と呼ばれるほどであった。実資もこのような敦頼に対して給官を藤原道長に請い、また万寿二年(一〇二五)二月には淡路守赴任に際して道長から拝領した馬を与えたりしている。

(111) 即位

天皇の位につくこと。即位の儀では、あらかじめ陰陽寮に命じて式の日時を勸進させ、また擬侍従など当日の各職掌に当たる官人・命婦・女孺たちを、上卿をして選定させるほか、当日天皇が着御する唐風の礼服御覽の儀もあった。更に式日に先立って勅使を伊勢神宮に派遣し、奉幣して即位の旨を奉告、また告陵使を近陵に遣わして即位を告げさせた。当日は親王以下王公百官礼服を着して大極殿の前庭に参列し、天皇は礼服(冕冠・袞衣)を着して大極殿上中央正面の高御座に昇る。王公百官再拝のち、宣命使(中納言が通例)が版位について即位の詔書を読み上げ、王公百官再拝舞踏し、武官は旗を振り万歳を唱える。その後叙位のことがあり、終わって再び拝礼、万歳を行って終わる。儀場は大極殿が常例であったが、冷泉天皇が不予のゆえに紫宸殿を用い、また大極殿の焼亡によって陽成天皇は豊楽院で、後三条天皇は太政官庁で、安徳天皇は紫宸殿でそれぞれ行われた。

(112) 大嘗祭

天皇即位ののち、初めて新穀を天照大神はじめ天神地祇に奉る儀式。

『延喜祝詞式』では、毎年の新嘗祭の宮中に行われるものを大嘗祭と称し、代始めのそれを踐祚大嘗祭と称してこれのみが大祀となっていたが、やがて大嘗祭といえは踐祚大嘗祭をいい、毎年のそれを新嘗祭と称することとなった。即位が七月以前ならばその年、八月以後ならば翌年十一月下卯(卯日三回の時は中卯)の日に行われた。まず悠紀・主基の国郡を卜定し、検校と行事を定め、斎田にて稲の耕作を行い、八月月上旬拔穂使を両国に派遣、九月吉日拔穂の儀が行われた。大同三年(八〇八)以来散斎一月となり、十月下旬主上の禊祓が行われた。前日の寅日には鎮魂祭があり、卯日の神祭りより辰・巳・午日の節会までを含めて大嘗会と称する。

(113) 伊勢神宮

三重県伊勢市にある皇大神宮こうたいじんぐうと豊受大神宮とゆけだいじんぐうの総称。前者を内宮、後者を外宮げぐうといい、両宮を併せて伊勢大神宮、大神宮、二所大神宮ふたところの大神宮などとも呼ばれたが、現在では、神宮を正式の名とし、一般に伊勢神宮と呼ばれている。内宮は天照坐皇大御神あまてらすひますすめのおみかみ、その神体として八咫鏡やたのかがみを祭り、天手力男神あめのたぢからのおみかみと瓊杵尊たまきみの母にあたる万幡豊秋津姫命よろひはたのあきつひめのみことを合祀。

本日条で日時を定めた伊勢神宮への奉幣は、即位儀に先立って勅使を使わし天皇即位の旨を伊勢神宮に報告し奉幣するもの。八月二十七日には、天慶九年の例にない建礼門に幸して伊勢奉幣が行われたことが見える(『小右記』)。

(114) 検校(三—74)

もともと事務を検校校量することを意味するが、のちにはそれを行う人や、職名としても用いられた。恒例・臨時の儀式や政務を主催する上首の公卿をいう「上卿」のうち、仁王会・大嘗会を主宰する大納言は検校といった。

十六日条

【奥】

〔読み下し〕

十六日、丁巳。今日物忌なり。而るに釋奠せきてんに着すべし。仍つて清水寺16に諷誦を修す。早旦大外記敦頼朝臣注し送りて云わく、夜部雑事を定めらる。

大嘗会檢校

大納言（余） 権中納言藤原朝臣（左衛門督頼通、）

参議藤原朝臣（左兵衛督実成、）

悠紀17行事（近江、）

左中弁朝経118 大蔵大輔内成19

民部権少輔任120 左大史文永121

中務大丞光成123 式部少丞行順124

主基行事（丹波、）

右中弁重尹125 主税頭為忠126

兵庫頭128 右大史善致129

兵部大丞光清131 大蔵大丞国基132

修理八省133・豊楽院134

件の修理諸国に宛てらるること已に了んぬ135。

御即位の日（十月十六日、）

御即位以前奉幣使（今月廿七日、右大臣之を行う。）

権左中弁経通136 いわく、御即位並びに修理八省・豊楽院等の事を行うべきの由、昨日定め宛てらる、てへり。

右中弁重尹来たりて云わく、主基行事に定めらるるに依り、参り来る所なり、てへり。今日重日137に依り大嘗会の雑事を答えず。只、前例文書

等、其を尋ぬべきの由を示し了んぬ。

〔現代語訳〕

十六日、丁巳。今日私（実資）は物忌である。しかしながら釋奠せきてんの上卿をつとめるので、（無事に務めを果たせるよう）清水寺に諷誦を修した。早朝に大外記敦頼が（即位日時定め・大嘗会雑事定の結果を）記し送ってきた。昨夜定められた内容は以下の通りです。

大嘗会檢校

大納言藤原実資（私） 権中納言藤原頼通

参議藤原実成

悠紀行事 近江

左中弁藤原朝経 大蔵大輔橘内成 主計頭安倍吉平

民部権少輔源任 左大史直是文永

中務大丞源光成 式部少丞橘行順

主基行事 丹波

右中弁藤原重尹 主税頭惟宗為忠 大監物永道輔範

兵庫頭源聞 右大史伊岐善致 民部大丞中原師光

兵部大丞源光清 大蔵大丞橘国基

修理八省院（朝堂院）・豊楽院

これらの修理については、すでに諸国に割り宛てられた。

御即位の日程は十月十六日

御即位以前に発遣する奉幣使は今月二十七日に、右大臣がこれを行う。

以上です。

左中弁藤原経通からも、御即位の行事スタッフ、八省院・豊楽院の修理

の諸国分配が、昨日定め宛てられました、と報告してきた。

右中弁藤原重尹が「主基行事所の行事弁に（私が）定められたので、（大嘗会検校になった実資殿に挨拶に）参りました」と言って私邸に挨拶にきた。私は、今日は重日に当たるために大嘗会の雑事については答えなかつたが、前例文書などを調べておくように指示しておいた。

〔注釈〕

(115) 積奠

孔子やその弟子（十哲）を祀る大陸渡来の儒教儀礼。春秋二回、二月と八月の上丁日に主として大学寮で行われた。宴座の席上披露された文人らの積奠詩は、平安朝漢文学作品として数多く遺っている。本日の日付は十六日であり、八月の上丁は六日、十六日は中丁に当たる。上丁から中丁への変更は、上丁（六日）が一条院の四十九日（十一日）の内であることによる（『権記』）。

(116) 清水寺（三一—75）

山城国愛宕郡、現在の京都市東山区清水にあり、音羽山清水寺せみすいじと称する。もとは興福寺末、法相宗・真言宗を兼ね、第二次大戦後独立して北法相宗総本山となる。本尊十一面観音、西国三十三所観音霊場・洛陽三十三所観音の札所である。本尊十一面観音の霊験は早くから著名で、除病延命・増益に験ありとされ、院政期になると聖の住所・往生の地として浄土願生者の信仰を得た。白河院・堀河天皇、藤原忠平・道長・実資・頼通・師通・師実・宗忠・頼長など、貴顕の参詣・参籠は諸記録に見えて枚挙にいとまない。

(117) 悠紀・主基

大嘗祭に際し、その神饌・節会に用いる新穀・酒料などを奉る二国が卜定されるが、その第一の国郡を悠紀、第二の国郡を主基という。大嘗祭の神事を行う大嘗宮も、悠紀殿・主基殿の二つの神殿からなる。

円融天皇以後は、悠紀は近江国に、主基は丹波国または備中国に固定して幕末に至った。本日の条の卜定の結果、悠紀に近江国坂田郡が、主基に丹波国天田郡が選定された（『御堂関白記』『権記』）。

(118) 藤原朝経（九七三—一〇二九）（三一—78）

朝光男。母は重明親王女。寛和二年（九八六）十一月二十日叙爵、五位藏人、右大弁、藏人頭等を経て、長和四年（一〇一五）二月十八日参議に任ぜられた。『御堂』によく登場するが、有能な官吏であるとともに、道長に私的に接近している。

(119) 橘内成

橘雅文の男。子に孝親がある。孝親のほか、子法師のいたことが『小右記』にみえる。寛弘二（一〇〇五）一〇・一〇、内成朝臣をして、長岑忠義の罪名を奉らしむ（『権記』）。寛弘三・八・一五、天変による二十一社奉幣の広田使に替任す。寛弘四・正・九、大蔵大輔内成。前日頭光の家人、藤原能通第に濫行あり。頭光の家司内成、この日召問さる（以上『御堂関白記』）。寛弘八・八・一一、大蔵大輔内成「五位」。大嘗会の悠紀行事に定まる（『小右記』）。同一〇・七、侍従大蔵大輔。御前をつとむ（『権記』）。寛仁元（一〇一七）一〇・一八、諸陵頭。内成宅焼亡す。頭光、堀河第の廊を与えている（『小右記』）。

(120) 源任

嵯峨源氏、源松の男。藏人、大膳大夫、阿波・豊前・伊賀等の守に任じ、従五位下に叙す。天永元（九七三）二・二二、左近将監源任。中使となり皇子の許に赴く。同・六・二〇、左近将監任。女御「皇子」堀河院に退出に供奉す（以上『親信卿記』）。天元五（九八二）三・一一、阿波守任朝臣。中使となり中宮「遵子」の許に遣わさる。寛弘八（一〇一一）八・一六、民部権少輔任。大嘗会悠紀行事にさだめらる（以上『小右記』）。

(121) 文永（伴久永か）（四—135・五—109）

伴久永：寛弘三（一〇〇六）・三・二八、史久永。結政に奉仕す。寛弘七・一二・一七、史久永。失札す（以上『権記』）。寛弘八・七・一一、史久永。七・二〇、史久永。八・一六、左大史文永（につくる）。悠紀行事となる（以上『小右記』）。同・一二・一八、大夫史久永。その職に足らずとなされる（『権記』）。長和元（二〇一二）・六・四、史久長（につくる）。悠紀行事をなす。同・六・三〇、久永宿祢（以上『小右記』）とみえる。長和五・六・三〇、久永宿祢。障りを申し不参（『左経記』）している。

(122) 直是氏

神祇大祐直是盛の男。長保元（九九九）・五・一一、兵部少録（『世紀』）。寛弘四（一〇〇七）・七・二三、史是氏。同・一二・二九、史是氏申文（『権記』）。寛弘六・八・一三、史是氏。申文の事あり（『御堂関白記』）。寛弘七・閏二・二三、仁王会の弁をつとむ。史是氏（『権記』）。同・一二・月、右大史。正六位上、宿祢（『符宣抄』）と見える。寛弘八・八・一六、大嘗会の悠紀行事に定められる。八・二二、二四、史是氏。長和元（二〇一二）・正・二七、史直是氏。父に入内を譲る孝養により免さる（『御堂関白記』）。同・四・三〇・二九、史是氏（『小右記』）とその活躍がみえる。

(123) 源光成

生没年未詳。越前守従四位下致書男^{むかみ}。中務少丞。後朱雀院が東宮の時に藏人（陽明文庫本『後拾遺』勸物）。但し『勅撰作者部類』には「六位。越後守源致忠男」とあり、父の名が相違する。『後拾遺』に讃岐下向に際して定頼との贈答歌がある（四八七）。いわゆる一首歌人。

(124) 橘行順

長徳四（九九八）・三・二〇、行順。石清水臨時祭の舞人であったが、障りを申す。長保二（一〇〇〇）・三・一七、この日も石清水臨時祭の舞人に定まっていたが、障りを申し替わる。長保三・四・八、御灌仏

に祇候す（以上『権記』）。寛弘八（二〇一一）・二・一、兵部丞橘行順。同・八・一六、式部少丞、大嘗会の悠紀行事となる（以上『小右記』）。

(125) 藤原重尹（九八四〜一〇五一）（三一―七八）

大納言懐忠男。母は宮内卿藤原尹忠女。長徳五年（九九九）叙爵。右兵衛佐、左近衛権少将、伊予介等を経て、寛弘六年（一〇〇九）父の大納言辞退の代わりとして右中弁となる。その後、左中弁、皇太后宮（藤原妍子）権亮、播磨権守、右大弁、造大安寺長官等を歴任し、万寿三年（一〇二六）藏人頭。長元二年（二〇二九）参議となる。

(126) 惟宗為忠

生没年未詳。明経博士。時用男。藤原道長女彰子腹の一条天皇第三皇子敦良親王の産養で読書役を務めるなど、かなりの信頼を得ていたものと思われる。寛弘七年（一〇一〇）三月三十日、主税頭に任じている（『御堂』）。長和三年（二〇一四）正月二十四日以前に卒去（『小右記』）。

(127) 永道輔範

長徳元（九九五）・一〇・一、大監物輔範。旬儀に不参せるは、重服、永道忌日による（『小右記』）。長徳三・一〇・一、大監物輔範。旬に御鎔奏を仕る。長保二（一〇〇〇）・一〇・一五、大監物永道輔範。障りを申す。長保三・一一・二七、平野奉幣の次官となる（以上『権記』）。寛弘二（一〇〇五）・五・二三、大監物輔範宅に雷公震す。

（『紀略』『小右記』）。寛弘八・正・一六、踏歌節会に造酒正代となり奉仕し、同・八・一六、大監物輔範。大嘗会の主基行事に任ぜらる（以上『小右記』）。長和二（二〇一三）・四・二七、大監物となりてすでに二〇年に及ぶ。院判官代に任ず。その後、伊豆守に任じ、長和五・一一・九、伊豆守輔範。参上し、道長に馬四疋を献上している（以上『御堂関白記』）。

(128) 源聞

源超の男。従五位下に叙す。長徳三(九九七)・七・三〇、兵庫頭聞。相撲召合に奉仕す(『権記』)。長保四(一〇〇二)・一〇・六、兵庫頭聞。五位。仁王会の右堂童子をつとむ(『世紀』)。寛弘三(一一〇〇六)・九・二二、兵庫頭聞。道長第行幸の競馬に奉仕(『御堂関白記』)。寛弘八・八・一六、兵庫頭聞。大嘗会主基行事に定まる(『小右記』)。同・一〇・一六、三条天皇御即位に奉仕(『権記』)。長和二(一〇一三)・九・一六、行幸競馬に標勅使をつとむ(『小右記』)。長和五・三・六、兵庫頭聞朝臣。薦奏を奏す(『左経記』)。同・四・二八の除目に源同(聞の誤記か)。肥前守に任ぜらる(『小右記』)。

(129) 伊岐善政

右少史を経、右大史にいたる。寛弘六(一〇〇九)・正・一〇、陣申文に史として奉仕したが、失礼四度に及ぶ。同・三・一四、申文の事に右少史として奉仕す(以上『権記』)。寛弘七・一〇・三〇、史善政。衛門府当月諸用途料注に、諸社奉幣料についてみえる(『延喜式裏文書』)。寛弘八・八・一六、大嘗会主基行事に右大史として奉仕している(『小右記』)。宣致につくるが善政のことか。同・一一・八、御齋会行事に奉仕す(『権記』)。左大史伊岐善政につくるが、右大史の誤記か。長和元(一一〇一二)・三・一、陣申文(『御堂関白記』)、同・六・四、大嘗会主基所(『小右記』)、同・八・二九、官奏(『御堂関白記』)、同・九・一七、史善政(『小右記』)の働きが見られる。

(130) 中原師光

実資家家司。長和元年ごろから実資と師光との関係が日記に散見。道長の病状を実資に伝える、仁王会の家加供のことについて行事書の廻文を書写するよう命じられる、病氣・焼亡見舞、賀茂祭の本主の前駆に定められる、実頼忌日法事への入札、道長への任大臣申慶に随従、本主の初度上表使を勤めるなどの活動が見られる(渡辺直彦「藤原実

資家「家司」の研究」『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、一九七二年)。実資の教養形成、実資が日記や書状に引用する章句の提供、実資家が発給する家文書の作成、実資が用意する公文書案などの作成に師光ら儒家家司の学殖は大いに役立ったであろう。家司となつた師光は本主実資に息子師重の明法得業生進学に便宜を図ってもらい、得業生進学後は師重も家司の一員に加えられた(下向井龍彦「明

経生中原師重の明経得業生進学をめぐる」『日本歴史』第七二七号、二〇〇八年)。

(131) 源光清

生没年未詳。致文男。文章生から兵部大丞、式部丞、斎院長官、伊賀守を歴任。斎院長官としての勤務のようすが『小右記』に見えるほか、『御堂』寛仁二年(一一〇一八)閏四月三日条には、斎院長官光清と次官藤原栄光の従者どうしの鬪乱が見える。長元二年(一一〇二九)七月、伊勢大神宮の伊賀神民が伊賀守光清の非法を訴え、同三年十二月に伊豆国に流された。『小記目録』一八によると、同五年四月二十八日に許されている。

(132) 源国基(源国挙と同人もしくは兄弟)

源国挙(く治安三(一一〇二三)・九・二〇)：源通理の男、母は主計允良実女である。国基につくる。藏人、備中・若狭・美濃・但馬等の守に任じ、正四位下に叙す。兄弟に国基(衍か)・国政があり、子に国輔(行円)・国経・季範・公国がある(『分脈』『系纂』)。女(藤原資頼室)がある。永延元(九八七)・正・二三、国挙朝臣。昇殿人となる。

永祚元(九八九)・正・二三、国挙、上臈たり(以上『小右記』)。長徳四(九九八)・二・一一、備中介(守力)国挙。東三条院、後院別当に推挙し給う。長保二(一一〇〇〇)・一〇・一一、東三条院別当。一階を叙さる。長保三・一二・二七、国挙朝臣。内裏焼亡による奉幣の八幡使となり宣命を給う。同・閏一二・二〇、備中膳守国口。解由を申

請している（以上『権記』）。寛弘五・三・二二、美濃守国挙。男の蔵人文章生国経、去夜出家す。寛弘七・一〇・三、故源伊行の蔵書四百余巻を道長に献じている（以上『御堂関白記』）。寛弘八・七・八、但馬守、元後院別当、但非殿上。一条天皇の御葬送に山作所行事を奉仕す（『権記』）。長和三（一〇一四）・一〇・二二、昨日、但馬守国挙朝臣、中堂にて千部法華経を供養す。長和四・四・一四、前但馬守国挙。病に臥し、出家す（以上『小右記』）。

(133) 八省（朝堂院）

大内裏の正庁。朱雀門の正面にあつて、内裏南西に位置する。本来、即位・朝賀等の国家的儀礼や庶政を行う場であつたが、平安宮のそれは専ら宮廷儀礼の場であつた。南面する長方形の地に回廊をめぐらし、内部を北城（大極殿院）・中城（朝堂院）・南城（朝集院）の三段に区分し、北城中央に朝堂の正殿である大極殿、その背後に小安殿がある。

(134) 豊楽院

平安宮八省院の西隣にあつて、天皇が宴会を催した所。大嘗会・節会・射礼・競馬・相撲等がこゝで行われた。一名、馬場殿という。周囲は築垣で囲まれ、南面には中央に豊楽門が開かれた。豊楽院は延喜のころまでは盛んに用いられ、法会もあつたが天慶八年（九四五）北門転倒、康平六年（一〇六三）焼亡のちは再興せず、遂に平安末期には「基跡なし」（『玉葉』）といわれる状態となつた。

(135) 八月十五日に「八省院・豊楽院破損所々可令修理充文」が奏聞・返給の後、行事弁経通に下されている（『御堂関白記』）。

(136) 藤原経通（九八二〜一〇五一）（三―78・四―126）

権中納言懐平男。母は中納言源保光女。同母弟に資平がいる。経通の叔父に当たる藤原実資は、彼の才学を認めながらも、その行動にはしばしば批判的であつた。

(137) 重日

陰陽暦道で指定する日。十二支のうち巳の日は陽の重なる重陽の日、亥の日は陰の重なる重陰の日で、この日に行つた行為は重なつて生ずるといふ。従つてこの日は、努めて凶事を避け、吉事をなすこととされた。禁中においては、重日の凶事奏上はやめるのが慣例。善事においては忌まはれないが、吉日でもないらしい。「復日」に類似。

編集後記

『史人』六号をお届けします。本号は坂本賞三先生米寿記念特集号です。先生の米寿をお祝いする会を開いてすでに一年半が過ぎてしまいました。遅れに遅れてしまいました。ようやく完成致しました。先生からいただいた玉稿二編、弟子・孫弟子の献呈論文七編、『小右記』こぼれ話四編、『小右記』訳注を揃えることができました。巻頭言でも書きましたが、先生から原稿をいただいたのが一番早く、お祝い会より前でした。献呈論文集である本号ですが、一番お待たせしたのが先生でした。いつまでも至らぬ弟子で恥じ入るばかりです。と言いつつ、次号は坂本先生の卒寿記念号にできたらと念じています。本号に論考を寄せて下さった方々、また本号には間に合わなかつた方々、力作を鶴首しています。締切も枚数制限もありません。いつでも何枚でもかまいませんので、ふるつてご寄稿下さい。編集終盤で渡邊・斎藤両君と院生、とりわけ渡邊君の助力を得ました。ずぼらな私の多くのミスを補正してくれました。あつく感謝します。

（下向井）

史人

二〇一五年二月二十八日発行 第六号

編集発行 広島県東広島市鏡山一丁目一一一

広島大学大学院教育学研究科下向井研究室

（郵便番号 七三九一八五二四）

TEL 082-424-7065

E-mail shimoken@hiroshima-u.ac.jp

印刷 株式会社ニシキプリント